

令和 8 年度

農薬適正使用講習会参考資料

愛 媛 県

農薬の適正使用と危害防止について

- 農薬は、ラベルに表示されている記載事項を十分に確認し、適正に使用しましょう。
- 農薬散布後は、防除器具を十分に洗浄しましょう。
- 農薬を悪用されないように、毒物及び劇物の販売・保管管理に注意しましょう。
- ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、農薬の効果を謳った資材は、無登録農薬の疑いがあるので使用しないようにしましょう。
- 農薬飛散の懸念のある場合は、被覆などの防護対策、周辺作物にも登録のある農薬の選定、飛散の少ない粒剤への切り替え等の対策を実施しましょう。
- 住宅地周辺での農薬使用に注意を払い、事前通知の実施等、周辺住民に対する配慮を徹底しましょう。

は　じ　め　に

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めているところです。

しかしながら、全国では農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にあります。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要です。加えて、全国的に見ると、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要があります。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、本講習会を開催することとしております。

以下、農薬取締法を中心に、関連法規、農薬事故防止対策、ポジティブリスト制度などを具体的に紹介していますので、農薬適正使用を推進する際の一助として下さい。

目 次

I 農薬に関する関係法規

- 1 農薬取締法（抜粋）
- 2 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
- 3 「農薬取締法違反に係る公表の指針」及び「販売者に対する販売制限又は禁止の処分基準について」
販売禁止農薬使用禁止農薬について
疑義資材（無登録農薬と疑われる資材）について
（参考）スクミリンゴガイ対策の注意
農薬として使用することができない除草剤について
- 4 毒物及び劇物取締法（抜粋）
- 5 食品衛生法（抜粋）
- 6 消防法に定める危険物の規制
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）
（参考）農薬販売者への立入検査指導取締状況

II 農薬危害防止対策

- 1 農薬危害防止対策
- 2 愛媛県における農薬中毒の概況
- 3 農薬毒性の分類基準
- 4 農薬等による生活環境動植物の被害防止対策
- 5 家畜・蜜蜂に対する安全使用対策
- 6 パラコート剤の安全使用
- 7 合成ピレスロイド剤、B T剤及びI G R剤使用上の注意事項
- 8 農薬ラベルの表示事項
- 9 農薬販売者の役割（販売窓口における助言）
- 10 農薬販売者の届出について
- 11 無人航空機に関する規制等について
愛媛県無人航空機利用技術指導要領
令和8年の小型無人機等飛行禁止法改正
（参考）航空法関係資料
空中散布に伴う事故報告書
- 12 住宅地等における農薬使用について
県有施設における農薬適正使用ガイドライン
（参考）公園街路樹等病虫害雑草管理マニュアル（概要）

III 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

- 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策について
グローバルGAPの管理点と適合基準
（参考）関連ホームページ

I 農薬に関する関連法規

1 農 薬 取 締 法（抜粋）

（目 的）

第1条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定 義）

- 第2条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ・草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料を除く。）をいう。
- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。
- 3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。
- 4 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

（農薬の登録）

第3条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第16条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

- 第16条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。
- 一 登録番号
 - 二 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度
 - 三 内容量
 - 四 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
 - 五 水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字
 - 六 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
 - 七 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
 - 八 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
 - 九 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項
 - 十 農薬の製造場の名称及び所在地
 - 十一 最終有効年月

(販売者の届出)

第17条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。第29条第1項及び第3項並びに第31条第4項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

- 1 氏名及び住所
- 2 当該販売所

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあってはその増設又は廃止の日から2週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から2週間以内に、これを行なければならない。

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第18条 販売者は、容器又は包装に第16条（第34条第6項において準用する場合を含む。以下この条及び第24条第1号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

- 2 農林水産大臣は、第9条第2項又は第3項（これらの規定を第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第10条第1項（第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより、販売者に対し、農薬につき、第16条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。
- 3 前項の規定により第16条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定により製造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。
- 4 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第2項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造者若しくは輸入者又は販売者は、当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。

(回収命令等)

第19条 農林水産大臣は、販売者が前条第1項若しくは第2項又は第31条第3項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴って第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿)

第20条 製造者、輸入者及び販売者（専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあってはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者（製造者又は輸入者に該当する者を除く。第31条第2項において同じ。）にあってはその譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、これを保存しなければならない。

農薬取締法施行規則第16条

- 2 法第20条の帳簿は、最終の記載の日から3年間保存しなければならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第21条 製造者、輸入者（輸入の媒介を行う者を含む。）又は販売者は、その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第3条第1項若しくは第34条第1項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

2 製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第22条 除草剤（農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(表示例) この商品は農作物や庭木・花きなど、植物の栽培・管理には使用できません

(勧告及び命令)

第23条 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(使用の禁止)

第24条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第3条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第16条の規定による表示のある農薬（第18条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬

(参考) 特定農薬

エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるもの）、重曹、食酢、天敵^{※1}

※1 昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの

(農薬の使用の規制)

第25条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第1項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第26条 政府は、政令で、次に掲げる要件の全てを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
 - 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則で、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

農薬取締法施行令第2条

法第26条第1項の水質汚濁性農薬は、シマジンを有効成分とする除草に用いられる薬剤とする。

(農薬の使用に関する理解等)

第27条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和25年法律第151号）第33条第1項に規定する病虫害防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

(農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事の援助)

第28条 農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは生活環境動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用及びその安全性その他の品質の確保に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(報告及び検査)

- 第29条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第3条第1項、第4条第1項、第7条第8項、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第16条、第18条第1項及び第2項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 都道府県知事は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない。
 - 3 第1項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用

者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用人に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 4 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があつたときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督処分)

第31条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第3条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、販売者が第18条第1項若しくは第2項、第19条又は第21条第1項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。
- 3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となったため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。
- 4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第18条第1項及び第2項、第19条並びに第21条第1項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

(都道府県が処理する事務)

第43条 第23条及び第31条第2項の規定による農林水産大臣の権限並びに第29条第1項及び第3項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者
- 二 第16条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者
- 三 第18条第1項、第21条（第34条第6項において準用する場合を含む。）、第24条又は第25条第3項の規定に違反した者
- 四 第18条第2項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者
- 五 第19条又は第23条第2項の規定による命令に違反した者
- 六 第26条第2項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者
- 七 第31条第1項から第4項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第6条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者
- 二 第17条第1項又は第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第20条又は第34条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若し

くは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第29条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第30条第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第35条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第5条第三項又は第6条第3項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者

二 第6条第1項又は第12条の規定に違反した者

三 第6条第5項又は第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第47条第1号、第3号（第18条第1項に係る部分に限る。）、第4号又は第5号（第19条に係る部分に限る）1億円以下の罰金刑

二 第47条（前号に係る部分を除く。）、又は前2条 各本条の罰金刑

第51条 第47条の犯罪に係る農薬で犯人が所有し、又は所持するものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の後、犯人以外の者が情を知ってその農薬を取得した場合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農薬の全部又は1部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

農薬取締法施行令抜粋（参考）

（都道府県が処理する事務）

第4条 法第29条第1項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務のうち、農薬使用者に対し、農薬の使用に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限に属するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の使用により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣又は環境大臣が自らこれらの権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定は、法第29条第3項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務について準用する。

3 法第31条第2項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の販売により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

4 第1項本文（第2項において準用する場合を含む。）及び前項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る農林水産大臣又は環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（以下省略）

2 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成 15 年 3 月 7 日 農林水産省・環境省令第五号)

(農薬使用者の責務)

第 1 条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に被害が生じないようにすること。
- 三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第 2 条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「規則」という。）第 14 条第 2 項第 2 号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第 14 条第 2 項第 3 号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第 14 条第 2 項第 4 号に規定する生育期間において、次のイ又ロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 23 条第 3 項第 1 号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農産物等の生産に用いる場合には、規則第 14 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第 14 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第 16 条第 4 号、第 6 号（被害防止方法に係る部分に限る。）第 9 号及び第 11 号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

(くん蒸による農薬の使用)

第 3 条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

(航空機を用いた農薬の使用)

第 4 条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所

二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

- 2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（ゴルフ場における農薬の使用）

第5条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 当該農薬使用者の氏名及び住所

二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

- 2 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（住宅地等における農薬の使用）

第6条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（水田における農薬の使用）

第7条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（被覆を要する農薬の使用）

第8条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（帳簿の記載）

第9条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

一 農薬を使用した年月日

二 農薬を使用した場所

三 農薬を使用した農作物等

四 使用した農薬の種類又は名称

五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附則 省略

付録（第2条関係）

$$Q = Q_0 \cdot (A / A_0)$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀は、規則第14条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第14条第2項第1号に規定する単位面積

3 「農薬取締法違反に係る公表の指針」及び「販売者に対する販売制限又は禁止の処分基準」について

県では、農薬取締法違反者に対し、適正な処分等を実施するため、次のとおり公表の指針及び処分基準を定めています。

農薬取締法違反に係る公表の指針

- 1 法第 29 条第 1 項に基づく立入検査の結果、販売者が法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定（農薬の販売の制限又は禁止）に違反したことが確認された場合は、行政処分を決定し、法の目的を達成するため及び人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、立入検査結果の概要を公表する。
- 2 法第 29 条第 1 項に基づく立入検査の結果、販売者が法第 21 条第 1 項の規定（虚偽の宣伝等の禁止）に違反したことが確認された場合は、行政処分を決定し、法の目的を達成するため及び人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、立入検査結果の概要を公表する。
- 3 1 から 2 までにおいて公表する事項は、以下の事項とする。
 - ① 違反した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 違反条項及び違反事実の概要
 - ③ 処分内容
- 4 農薬取締法の改正があった場合は、所要の見直しを行うものとする。

販売者に対する農薬の販売制限又は禁止の処分基準

（根拠規定）

- 農薬取締法第 31 条第 2 項及び農薬取締法施行令第 4 条第 3 項

都道府県知事は、販売者が第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 21 条第 1 項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

- 農薬取締法第 31 条第 4 項

都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（法第 17 条又は第 20 条）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

（許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱に基づく処分基準）

違反状況 違反条項		A		A 欄に該当する処分を受けてから 2 年以内に、当該処分に係る違反条項と同一条項の違反が確認された場合
		違反が確認された場合	故意または重大な過失による違反が確認された場合	
法第 17 条	販売者の届出		4 日以内の農薬の販売禁止	2 日以上 6 日以内の農薬の販売禁止
法第 20 条	帳簿の作成・保存			
法第 21 条第 1 項	虚偽の宣伝等の禁止	4 日以内の農薬の販売禁止		8 日以上 15 日以内の農薬の販売禁止
法第 18 条第 1 項又は第 2 項	農薬の販売の制限又は禁止	5 日以上 10 日以内の農薬の販売禁止		

販売禁止農薬・使用禁止農薬について

農薬として販売が禁止されているものとして、安全性の問題から農薬取締法第 18 条第 2 項により、農林水産省令で定められた下表の物質を含む薬剤のほか、容器や包装に登録番号などの決められた表示のない無登録農薬が該当します（「特定農薬」は除外）。

使用が禁止されている農薬は、農薬取締法第 24 条により、上記の販売禁止農薬と同じものが該当します。

表 「農薬の販売の禁止を定める省令」(H15.3.5 農林水産省令第 11 号)に記載のある農薬)

農 薬	用 途	登 録 年	失 効 年	備 考
リンデン	殺虫剤	昭和 2 4 年	昭和 4 6 年	POPs物質(注) 第1種特定化学物質(注)
DDT	殺虫剤	昭和 2 3 年	昭和 4 6 年	POPs物質、第1種特定化学物質
エンドリン	殺虫剤	昭和 2 9 年	昭和 5 0 年	POPs物質、第1種特定化学物質
ディルドリン	殺虫剤	昭和 2 9 年	昭和 5 0 年	POPs物質、第1種特定化学物質
アルドリン	殺虫剤	昭和 2 9 年	昭和 5 0 年	POPs物質、第1種特定化学物質
クロルデン	殺虫剤	昭和 2 5 年	昭和 4 3 年	POPs物質、第1種特定化学物質
ヘプタクロル	殺虫剤	昭和 3 2 年	昭和 5 0 年	POPs物質、第1種特定化学物質
ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
マイレックス	殺虫剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
トキサフェン	殺虫剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
パラチオン	殺虫剤	昭和 2 7 年	昭和 4 7 年	急性毒性が強く使用者の事故多発
メチルパラチオン	殺虫剤	昭和 2 7 年	昭和 4 6 年	急性毒性が強く使用者の事故多発
TEPP	殺虫剤	昭和 2 5 年	昭和 4 4 年	急性毒性が強く使用者の事故多発
水銀剤	殺菌剤	昭和 2 3 年	昭和 4 8 年	人体への毒性
砒酸鉛	殺虫剤	昭和 2 3 年	昭和 5 3 年	作物残留性
2, 4, 5-T	除草剤	昭和 3 9 年	昭和 5 0 年	催奇形性等の疑い
CNP	除草剤	昭和 4 0 年	平成 8 年	ダイオキシン含有
PCP	除草剤 殺菌剤	昭和 3 0 年	平成 2 年	ダイオキシン含有
PCNB	殺菌剤	昭和 3 3 年	平成 1 2 年	ダイオキシン含有
ダイホルタン	殺菌剤	昭和 3 9 年	平成元年	ADI(注)設定不可 (発ガン性の疑い)
水酸化トリシクロヘキシルスズ (プリクトラン)	殺虫剤	昭和 4 7 年	昭和 6 2 年	ADI設定不可 (催奇形性の疑い)
ケルセン	殺虫剤	昭和 3 1 年	平成 1 6 年	第1種特定化学物質
ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬 製造時の 副生成物	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
アルファ-ヘキサクロロ シクロヘキサン	リンデン の副生成 物	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
ベータ-ヘキサクロロシ クロヘキサン	リンデン の副生成 物	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
クロルデコン	殺虫剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
ベンゾエピン	殺虫剤	昭和 3 5 年	平成 2 2 年	POPs物質

(注) POPs 物質：「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（通称 POPs 条約、2001 年 5 月採択）で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している。

第 1 種特定化学物質：難分解性、高蓄積性及び人等への長期毒性を有する化学物質であり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）（化審法）において製造、使用、輸入等が規制されている。

ADI：acceptable daily intake（1 日摂取許容量）の略で、健康を害することなく、一生にわたり毎日摂取可能な化学物質の量をいう。

疑義資材（無登録農薬と疑われる資材）について

農薬取締法第2条において、「農薬」とは農作物等を害する病害虫の防除等に用いられる薬剤と規定され、法第3条において「農薬は農林水産大臣の登録を受け製造等を行う」となっています。

このため、農薬として表示していない場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、若しくは、成分からみて農薬に該当し得るものは、疑義資材として取り扱われます。

○不適正な表示の判断基準

1 病害虫の防除を目的とした効能効果

・病害虫を阻止（発生しない）、病気に効く（治る）、害虫を殺す（駆除）、害虫病気を撃退（退治、抵抗力）、害虫対策（被害軽減）、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、忌避効果、虫（シカ、イノシシ、モグラ、ハクビシンなど害獣を含む）が寄りつかない など

2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

・植物の成長（又は開花・着色）を促進・抑制、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進 など

3 農薬として効能効果を増強させることを目的とする効能効果

・農薬の効果を高める、展着剤 など

4 農薬としての効能効果の暗示するもの

・名称又はキャッチフレーズ
・含有成分の表示及び説明
・起源・由来等の説明
・新聞・雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家経験談等を引用

使う前には必ずチェック！

- 農薬には必ず登録があります
- まく前にチェックし、必ず登録された農薬を使いましょう
- ラベルに記載された方法及び注意事項を守って使用しましょう



登録はあるかな？

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

〇〇××剤

農林水産省登録番号第〇〇〇号
有効成分：□□□□□...30%

適用作物・害虫と使用方法

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクロシャチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

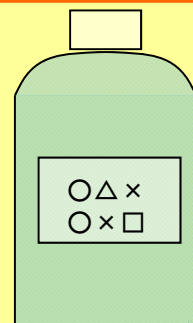
（このリーフレットに関する問い合わせ先）

農林水産省農薬対策室

【代表03-3502-8111（内4503） 直通03-3502-5969】

こんな資材に注意！

○農薬登録がないのに、ラベルに
「害虫にはよく効きます」
「虫が寄り付かない」
「病気によく効きます」
「病害虫に効く〇〇を原料としています」
と書いてある



○使ってみると、なぜか害虫がよく死ぬ



無登録農薬の疑い

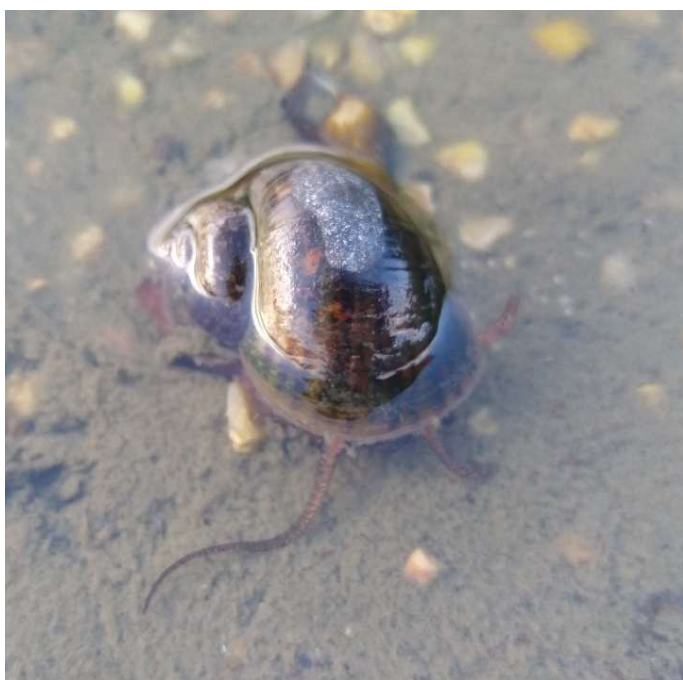
すぐに使用をやめて、
農林水産省に連絡しましょう

(情報提供先)

農林水産省のHP内に「**農薬目安箱**」を設置し、このような資材に関する皆様からの情報を受付けております。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

スクミリンゴガイ対策の注意



薬剤防除は必ず登録のある農薬を使用してください！

- ◆ 特殊肥料の**椿油かす**は、農薬登録されていないため、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）駆除目的で使用することは禁止されています。
- ◆ 肥料として**椿油かす**を使用した場合でも、含有成分の「サポニン」は強い魚毒性があり、水路や河川へ流出すると、魚介類に影響を及ぼします。
- ◆ 害虫駆除目的で使用的した場合、**農薬取締法違反**となります。必ず登録のある農薬を使用しましょう。

※最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科せられます。

【防除に関する問い合わせ先】各地方局農業振興課 地域農業育成室 産地戦略推進室
<TEL> (東予) 0898-68-7322 (今治) 0898-23-2570 (中予) 089-909-8761
(南予) 0895-28-6145 (八幡浜) 0894-23-0163
または (病害虫防除所) 089-993-2020 (南予駐在) 0895-52-1004
【農薬取締法に関する問い合わせ先】各地方局農業振興課農産物安全係
<TEL> (東予) 0898-68-7322 (中予) 089-909-8761 (南予) 0895-22-5211
または 県庁農産園芸課環境農業係 089-912-2555

農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

? 「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

? 「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

☑ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

! 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆
販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

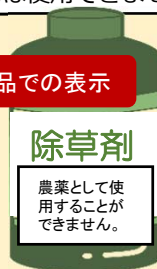
1

店頭での表示

・農薬ではありません。
・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示



3

農薬と区別し陳列



! 購入者・使用者へのお願い



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意下さい。



MAFF

(問い合わせ先) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
電話番号：03-3501-3965

購入前に
確認しよう！

除草剤を購入するときのポイント



除草剤は **2種類**あります

- ① **農薬**として登録されている除草剤
- ② **農薬ではない**（登録されていない）除草剤

1 登録されている除草剤

○使用の目的

農作物や樹木・芝・花き等の栽培・管理のために使用



! 家庭菜園やガーデニングも含まれます！

なぜ登録が必要なの？

- ★ 農薬は、農作物に使用されるものなので、国が人の健康や環境への影響を評価し、問題がないと判断したものを登録しています。
- ★ ラベルにある作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）を守れば、人にも作物にも安全です。

2 登録されていない除草剤

○使用の目的

道路、駐車場、グラウンドなどの
栽培や管理している植物がない場合に使用



! このような除草剤を植物の栽培・管理に使用することは、
法律で禁止されています。

登録されているかの見分け方

1 登録されている除草剤

容器に
『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』
の表示があります。



2 登録されていない除草剤

容器や商品のまわりに
「農薬として使用することができない」ことが
表示されています。



使用前に
チェック!

除草剤を使用するときの注意点

！ ラベルに書いてある注意事項を守り、

周辺の田畑や住宅地などに除草剤を飛散させないように注意しましょう。

農薬は使用方法通りに使えば、人や農作物の安全は確保されますが、
適正に使わないと、飛散などにより農作物が枯れるなど被害が発生することがあります。

使用するときのチェックポイント



使うときは、必ずラベルに記載されている使用上の注意事項等を確認し、正しく使いましょう。



無風又は風が弱いときを選択
風向きにも注意する

散布は、無風又は風が弱いときなど、周辺近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。



周辺にお住まいの方へ事前に使用の目的、散布日時、種類や使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。

！ 除草剤の使用に伴う農作物への被害の事例

被害の内容	被害発生時の状況
小麦の黄化・枯死	・強風時の農薬散布により、隣接するほ場内の小麦に飛散
稲の葉の変色・生育不良	・強風時に、隣接する畑地で除草剤を散布したため、飛散

農林水産省「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況調査結果」より

ぜひ
ご覧ください♪



農林水産省では、
農薬を取り扱う上で
の注意すべき事項に
ついてホームページで
公表しています。



https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

4 毒物及び劇物取締法（抜粋）

（目 的）

第1条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（禁止規定）

第3条3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

第3条の3 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含有する物を含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

第3条の4 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

（営業の登録）

第4条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第5条、第7条第3項、第10条第1項及び第19条第1項から第3項までにおいて同じ。）が行う。

- 2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。
- 3 製造業又は輸入業の登録は、5年ごとに、販売業者の登録は、6年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

（販売業の登録の種類）

第4条の2 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

- （1）一般販売業の登録
- （2）農業用品目販売業の登録
- （3）特定品目販売業の登録

（販売品目の制限）

第4条の3 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

- 2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列して

はならない。

(毒物劇物取扱責任者)

第7条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

(毒物劇物取扱責任者の資格)

第8条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

(1) 薬剤師

(2) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

(3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

2 次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

(1) 18歳未満の者

(2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

3 第1項第3号の毒物劇物取扱者試験を分けて、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。

(届出)

第10条 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。

(2) 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。

(3) その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。

(4) 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

(毒物又は劇物の取扱)

第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物又は劇物の表示)

第 12 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

(1) 毒物又は劇物の名称

(2) 毒物又は劇物の成分及びその含量

(3) 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称

(4) 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等)

第 13 条 毒物劇物営業者は、政令で定める毒物又は劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

(毒物又は劇物の譲渡手続)

第 14 条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

(1) 毒物又は劇物の名称及び数量

(2) 販売又は授与の年月日

(3) 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、書面の提出を受けたものとみなす。

4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から 5 年間、第 1 項及び第 2 項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

(毒物又は劇物の交付の制限等)

第 15 条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

(1) 18 歳未満の者

(2) 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- 2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。
- 3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
- 4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から5年間、保存しなければならない。

(廃棄)

第15条の2 毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

(事故の際の措置)

- 第17条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

(立入検査等)

第18条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときには、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第11条第2項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

(登録の取消等)

- 第19条 都道府県知事は、毒物劇物営業者の有する設備が第5条の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。
 - 3 都道府県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者にこの法律に違反する行為があったとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。
 - 4 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者にこの法律又はこれに基づく処分違反する行為があったとき（特定毒物研究者については、第6条の2第3項第1号から第3号までに該当するに至ったときを含む。）は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(登録が失効した場合等の措置)

第21条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなったときは、15日

以内に、毒物劇物営業者にあってはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあってはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に、特定毒物研究者にあってはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特定毒物使用者にあっては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

（業務上取扱者の届出等）

第 22 条

- 5 第 11 条、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 17 条並びに第 18 条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

毒物劇物取締法施行令（抜粋）

（興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物）

第 32 条の 2 法第 3 条の 3 に規定する政令で定める物は、トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

（発火性又は爆発性のある劇物）

第 32 条の 3 法第 3 条の 4 に規定する政令で定める物は、亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム 30%以上を含有する物に限る。）、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類 35%以上を含有するものに限る。）ナトリウム並びにピクリン酸とする。

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第 40 条の 9 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

毒物及び劇物取締法施行規則（抜粋）

（製造所等の設備）

第4条の4 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は次に定めるところに適合するものであること。

イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

（2）毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

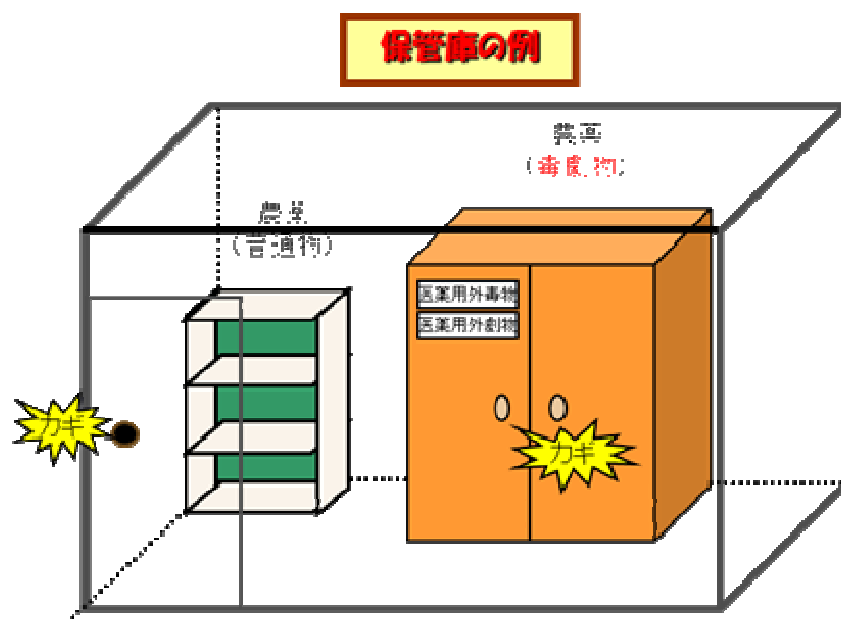
ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

（3）毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

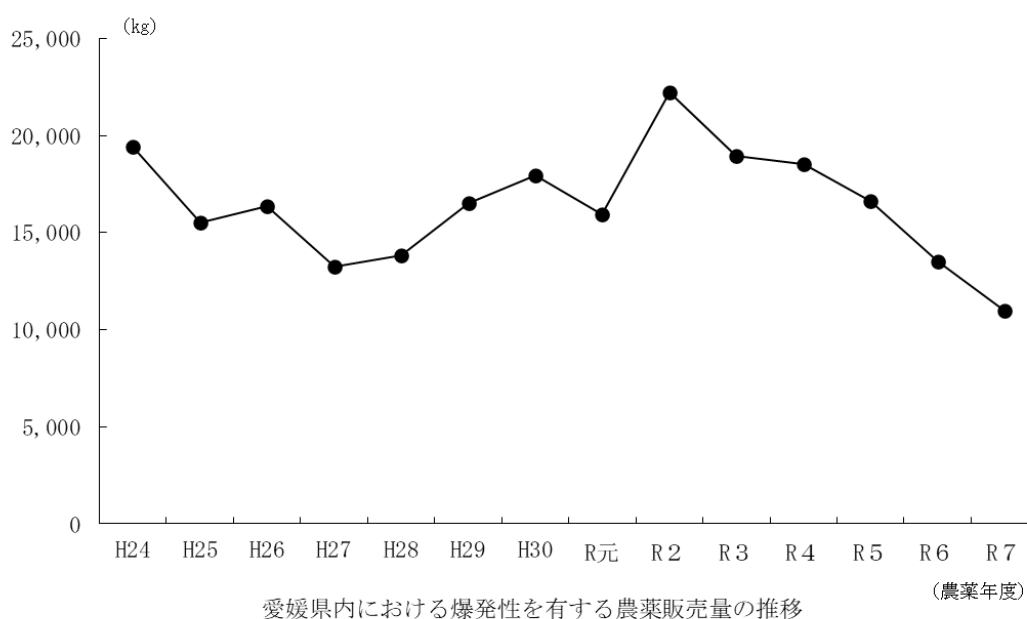
（4）毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第2号から第4号までの規定を準用する。



＜店舗における取扱責任者の業務＞（参考）

- 1 貯蔵場所、在庫量、運搬用具等の管理
 - (1) 毒物・劇物と普通物を分けて保管しているか
 - (2) 毒物・劇物保管場所は施錠されているか
 - (3) 棚卸において、台帳と現物があっているか
- 2 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
 - (1) 貯蔵場所・陳列場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示ができているか
- 3 取扱状況の点検
 - (1) 盗難・紛失を防ぐ必要な措置が講じられているか
 - (2) 各種届出の対応（販売業更新、変更、廃止等）
- 4 譲渡・交付手続きの点検
 - (1) 販売時に書面で手続きが実施できているか
 - ① 毒物・劇物の名称及び数量
 - ② 販売の年月日、譲受人の氏名、職業、住所、押印又は署名
（18歳未満の者、挙動不審者に交付していないか）
 - (2) 書面が5年間保存できているか
 - (3) 引火性・発火性・爆発性を有するもの（塩素酸塩類（デゾレト、クロレト、クアトル）等）は、販売するにあたって免許証や保険証で譲受人の身元確認がとられているか
- 5 運搬、廃棄に関する技術点検
 - (1) 毒物・劇物の廃棄にあたっては、法律で定められた適切な処分ができていますか
- 6 事故（盗難、紛失）時の措置
 - (1) 事故に遭ったとき、報告・連絡先（保健所、警察署、消防機関）のマニュアル化ができていますか（盗難等防止規定）
 - (2) 毒物・劇物が漏れ、流れ出、しみ出た場合に保健衛生上の危害を防止するための対応がマニュアル化できているか（危害防止規定）
- 7 立ち入り検査時（保健所、警察署等）の対応



5 食品衛生法（抜粋）

（農薬の残留基準の設定）

（食品又は添加物の基準、規格の設定等）

- 第 13 条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。
- ② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。
- ③ 農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第 2 項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第 1 項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

（検査・試験用の収去法）

（報告徴収、臨検検査、収去）

- 第 28 条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。
- ② 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

（食品衛生監視員）

- 第 30 条 第 28 条第 1 項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。
- ② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

〔食品等の回収の届出〕

第 58 条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 20 条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- 二 第 9 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

（廃棄命令等）

第 59 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条若しくは第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反した場合又は第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

（営業許可の取消し、営業の禁止又は停止）

第 60 条 都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項若しくは第 53 号第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 55 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- ② 厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具又は容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 26 条第 4 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項若しくは第 53 条第 1 項の規定に違反した場合又は第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

（罰則）

第 82 条 第 13 条第 2 項（第 68 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 3 項、第 16 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）、第 19 条第 2 項（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 20 条（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 55 条第 1 項（第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- ② 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

(参考)

①平成 17 年厚生労働省告示第 497 号

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により「人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量」は 0.01ppm とすること。

②平成 17 年厚生労働省告示第 498 号

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）」

1 亜鉛 2 アザジラクチン 3 アスコルビン酸 4 アスタキサンチン 5 アスパラギン 6 アセチルシステイン 7 アナカルド酸 8 アブシシン酸 9 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル 10 アラニン 11 アリシン 12 アルギニン 13 安息香酸 14 アンモニウム 15 硫黄 16 イタコン酸 17 イノシトール 18 塩素 19 オレイン酸 20 カプリン酸グリセリル 21 カリウム 22 カルシウム 23 カルシフェロール及び 25-ヒドロキシコレカルシフェロール 24 L-カルニチン 25 β -カロテン 26 クエン酸 27 グリシン 28 グリセリンクエン酸脂肪酸エステル 29 グリセリン酢酸脂肪酸エステル 30 グルタミン 31 クロレラ抽出物 32 くん液蒸留酢酸 33 ケイ素 34 ケイソウ土 35 コバラミン 36 コリン 37 酸化亜鉛 38 シイタケ菌糸体抽出物 39 次硝酸ビスマス 40 重曹 41 酒石酸 42 シンナムアルデヒド 43 セリン 44 セレン 45 ソルビン酸 46 タウリン 47 チアミン 48 チロシン 49 鉄 50 銅 51 トウガラシ色素 52 トコフェロール 53 ナイアシン 54 ニームオイル 55 乳酸 56 尿素 57 発芽スイートルーピン抽出たんぱく質 58 パラフィン 59 バリウム 60 バリン 61 パントテン酸 62 ビオチン 63 ヒスチジン 64 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン 65 ヒドロキシプロピルデンプン 66 ピリドキシン 67 ビール酵母抽出グルカン 68 プロピレングリコール 69 ポリグリセリン脂肪酸エステル 70 マグネシウム 71 マシン油 72 マリーゴールド色素 73 ミネラルオイル 74 メチオニン 75 メナジオン 76 葉酸 77 ヨウ素 78 リボフラビン 79 レシチン 80 レチノール 81 ロイシン 82 ワックス

③食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)第 1 食品の部 A 食品の成分規格(抜粋)

食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質

1 2, 4, 5-T 2 イプロニダゾール 3 オラキンドックス 4 カプタホール 5 カルバドックス 6 クマホス 7 クロラムフェニコール 8 クロルスロン 9 クロルプロマジン 10 ゲンチアナバイオレット 11 ジエチルスチルベストロール 12 ジメトリダゾール 13 ダミノジッド 14 ニタルソン 15 ニトロフラゾン 16 ニトロフラントイン 17 ニフルスチレン酸ナトリウム 18 フラゾリドン 19 フラルタドン 20 プロファム 21 マラカイトグリーン 22 メトロニダゾール 23 ロキササルソン 24 ロニダゾール

(参考) 令和 8 年度愛媛県食品衛生監視指導計画 抜粋

第 4 監視指導の実施内容等に関する事項「5 食品等の収去検査等に関する事項」

(2) 食品等の収去検査の方向性

県民の食生活の安全を確保し、健康の保護を図るため、科学的知見に基づいた食品衛生行政の推進が必要であることから、食品衛生検査施設を設置して検査を実施する。

このため、食品衛生検査施設である保健所（西条及び宇和島保健所）と衛生環境研究所において、県内で製造又は販売される食品等について食品衛生法等に基づく検査を実施し、大規模食中毒の未然防止、不良食品の流通防止を図り、食品の安全性を確保する。また、残留農薬等の迅速かつ効率的な一斉分析法等の検査体制の確保を図る。

試験法については、妥当性評価を実施する。

(3) 重点的に収去する食品等及び検査項目

①県内産農畜水産食品

動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内部寄生虫駆除剤等）及び残留農薬の検査について、使用実態調査の結果等を参考に検査項目を決定するなど効果的に実施する。

6 消防法に定める危険物の規制

1 危険物とは

危険物とは、私たちが通常考える危険なものという、広い概念ではなく、消防法で指定した発火性又は引火性の物品をいい、その化学的な性質と火災予防及び消火の方法により分類されており、農薬（塩素酸塩類、乳剤等）もこれらの消防法に定める危険物の規制を受けます。

2 危険物の分類

種別	性 質	品 名 と 指 定 数 量			
第1類	酸化性個体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種酸化性個体 50kg 第二種酸化性個体 300kg 第三種酸化性個体 1,000kg		
第2類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体	100kg 100kg 100kg 500kg 第一種可燃性個体 100kg 第二種可燃性個体 500kg 1000kg		
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く) 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	10kg 10kg 10kg 10kg 20kg 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10kg 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50kg 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300kg		
第4類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類	50ℓ 非水溶性液体 200ℓ 400ℓ 非水溶性液体 1,000ℓ 非水溶性液体 2,000ℓ 6,000ℓ 10,000ℓ	水溶性液体 400ℓ 水溶性液体 2,000ℓ 水溶性液体 4,000ℓ	
第5類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種自己反応性物質 10kg 第二種自己反応性物質 100kg		
第6類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令で定めるもの 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	300kg 300kg 300kg 300kg 300kg		

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 略

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 略

5～6 略

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2～3 略

（事業者及び地方公共団体の処理）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2～3 略

（事業者の処理）

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3～4 略

5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6～13 略

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

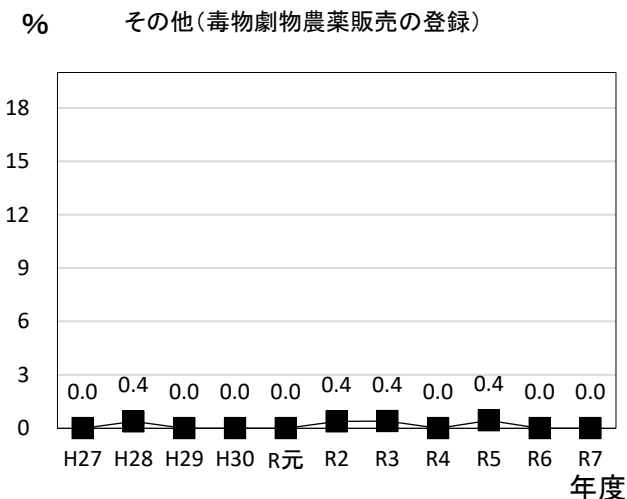
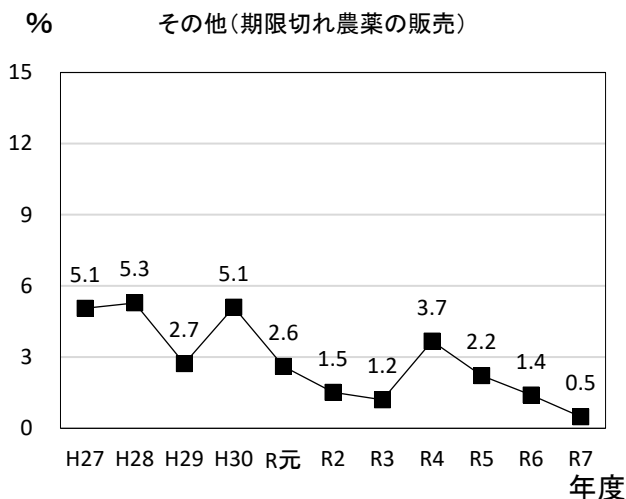
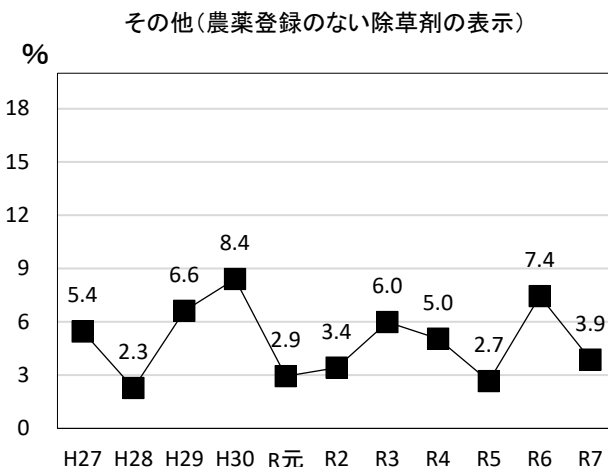
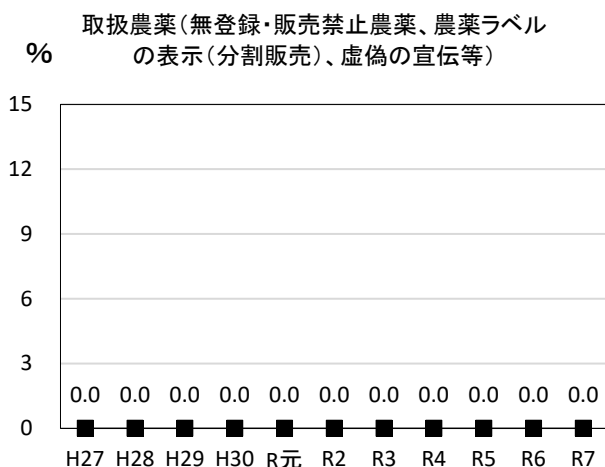
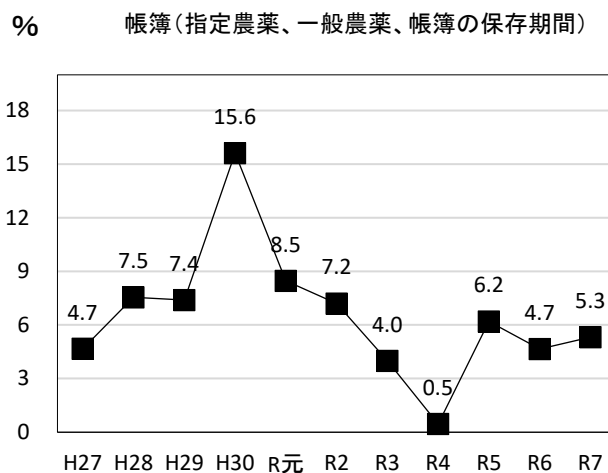
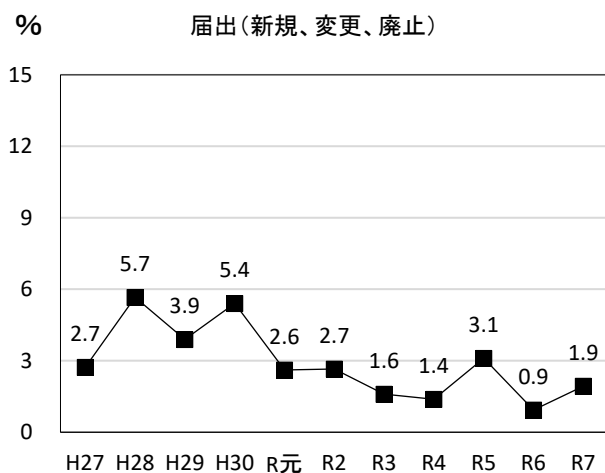
三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(参考)

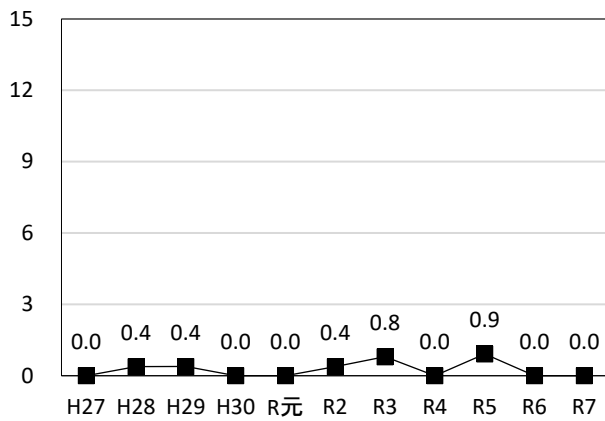
農薬販売者への立入検査指導取締状況

農薬販売者を対象とし、県（農業振興課、保健所）、松山市が連携して立入検査指導を実施した結果、令和7年度においては、届出遅延、指定・一般農薬帳簿や毒劇物譲受・譲渡簿の不備等の違反を確認したため、早急に改善するよう指導した。

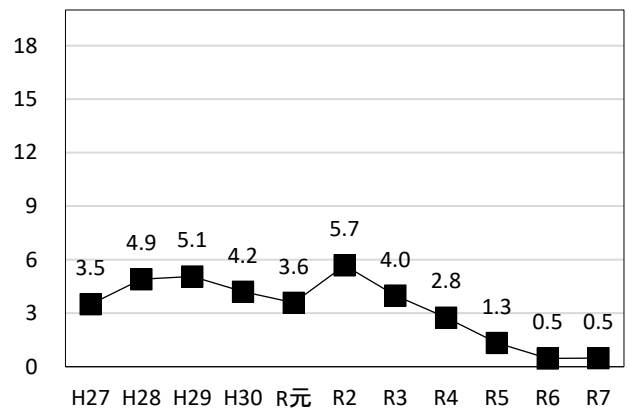
また、無登録農薬の販売等処分を行う重大な違反等は確認されなかった。



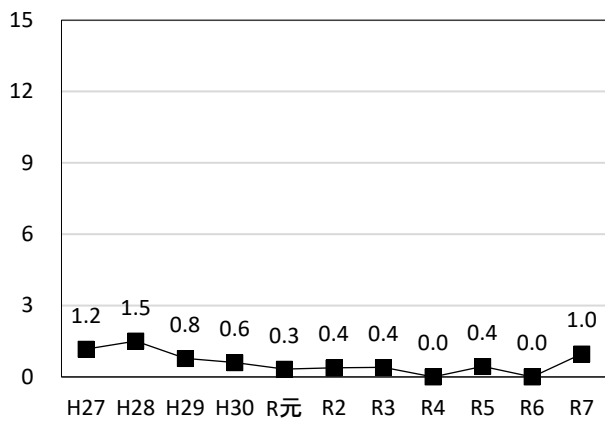
% その他(毒物劇物取扱者の設置)



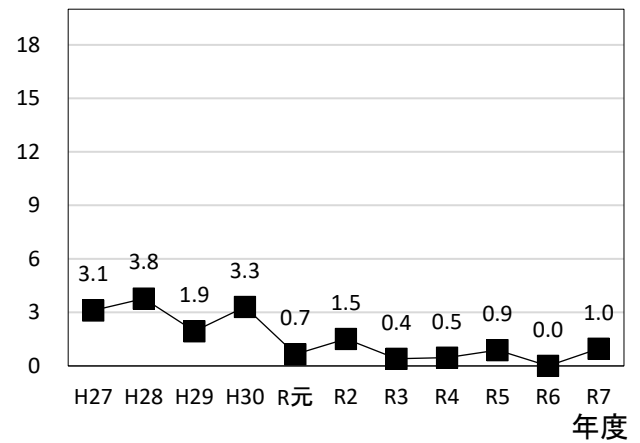
% その他(毒物劇物譲受・譲渡簿)



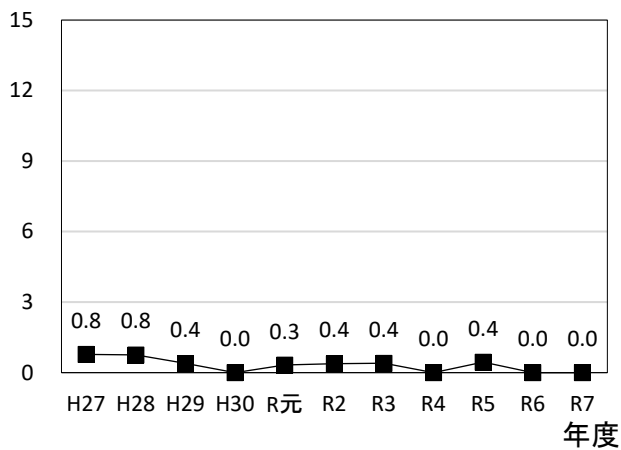
% その他(保管庫・倉庫の施錠)



% その他(食料品・他物質との分離)



% その他(毒物・劇物農薬の表示)



グラフ中
縦軸は違反率 (%)
横軸は年度

Ⅱ 農薬危害防止対策

1 農薬危害防止対策

農薬による事故は、農薬を散布する基本的条件を無視したり、ちょっとした不注意が事故の原因となる場合が多い。万一、事故が起これば人命にかかわり、また、自然環境に大きな被害を与えることになるので、農薬使用者は、以下の農薬使用及び取扱いの基本的事項に十分留意し、事故の未然防止に努めるとともに、普及指導員、農薬管理指導士及び関係者は事故防止の指導を徹底する。

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒のいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（エ）
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

(2) 防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。
- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

(2) 防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えない。
- ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。
- エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

※（農薬事故相談）財団法人 日本中毒情報センター

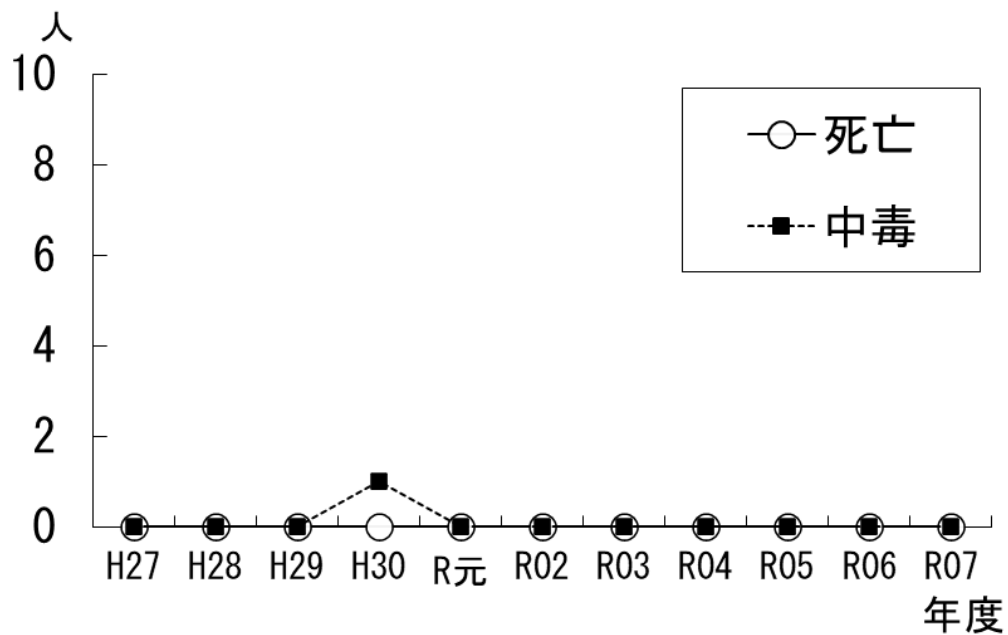
「つくば中毒110番」 電話 029 (852) 9999 【365日 24時間】

「大阪中毒110番」 電話 072 (727) 2499 【365日 24時間】

(参考) えひめ医療情報ネット <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=38>

2 愛媛県における農薬中毒の概況

(1) 農薬中毒発生状況推移（10カ年）



(2) 農薬中毒事故件数一覧表（10カ年）

項 目 年 度	散布中		その他		計		原 因 農 薬			
	中 毒	死 亡	中 毒	死 亡	中 毒	死 亡	有機 リン剤	ハロコート		そ の 他
								中毒	死亡	
平 成 2 7 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 2 8 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 2 9 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 3 0 年	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
令 和 元 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 2 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 3 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 4 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 5 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 6 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃 7 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※自他殺を除く

3 農薬毒性の分類基準

1 人畜毒性（平成29年2月改正の毒物劇物部会判定基準）

動物実験における知見、農薬の物性または使用法からみた危害の発生状況などにより、原則として次のように分類されている。

分類	経口毒性 (LD ₅₀)	経皮毒性 (LD ₅₀)	吸入毒性 (LC ₅₀)			表示方法
			ガス	蒸気	ダスト ミスト	
毒物	50mg/kg以下	200mg/kg以下	500ppm (4時間)以下	2.0mg/ℓ (4時間)以下	0.5mg/ℓ (4時間)以下	「医薬用外」の 文字及び赤地 に白色で「毒 物」と表示
劇物	50mg/kgを越え、 300mg/kg以下	200mg/kgを越え、 1,000mg/kg以下	500ppm (4時間)を越え、 2,500ppm (4時間)以下	2.0mg/ℓ (4時間)を越え、 10mg/ℓ (4時間)以下	0.5mg/ℓ (4時間)を越え、 1.0mg/ℓ (4時間)以下	「医薬用外」の 文字及び白地 に赤色で「劇 物」と表示
普通物	「毒物及び劇物取締法」によって規定された特定毒物、毒物、劇物以外のもの。					

注1) LD₅₀……動物の50%を死亡させる薬物量で体重1kgあたりの薬物量(mg)で示す。

注2) LC₅₀……動物の50%を死亡させる薬物濃度で、蒸気、ダスト、ミストの場合はmg/ℓで示す。

注3) 毒物のうち、毒性が極めて強く、危害発生の恐れが著しいものは「特定毒物」に指定される。

2 水域の生活環境動植物（水産動植物）への影響

農林水産省は、平成17年に新たに製剤の毒性試験結果及び当該製剤の使用方法に基づいた、より実態に近い評価法(以下、「新評価法」という。)を導入し、平成23年度よりその運用を開始、令和2年にも対象動植物を拡大し評価の充実を図っている。本県は漁業生産額が全国3位(平成25年農林水産統計)の水産県であることから、水産動植物への影響を勘案し、農薬成分原体の評価である旧魚毒性分類を加味することとし、県農作物病虫害等防除指針への掲載農薬において、次のような表記を行う。但し、いずれの薬剤も水産動植物への影響を考慮し、注意して使用する。

本文表記	新評価法に基づく注意事項の表現(例)
×	・養殖池周辺での使用は避けること。 ・河川、湖沼、海域及び養殖池に本剤が飛散、流入する恐れのある場所では使用しないこと。
△	・河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。 ・散布後は水管理に注意すること。 ・養魚田では使用しないこと。 ・散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。 ・空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
○	・この登録に係る使用方法では該当がない。

上記の表に加え、平成27年以前の県農作物病虫害等防除指針掲載農薬のうち、魚毒性分類「C類」に該当していた農薬に「※」を付す。

水産動植物：魚類（ドジョウ、ボラ、マス、冷水魚）、甲殻類、藻類等

農薬取締法第26条の第1項に係る水質汚濁性農薬は、県農作物病虫害等防除指針への掲載はない。

本文中の該当欄は「水産(注)」と表記。

〈参考サイト〉

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）

HOME＞農薬＞登録・失効農薬情報 <http://www.acis.famic.go.jp/toroku/>

・登録有効成分一覧

・水産動植物への影響

4 農薬等による生活環境動植物の被害防止対策

農薬等を使用する場合にあつては、使用上の注意事項を守るとともに、次の事項に十分注意して生活環境動植物の被害の未然防止に努める。

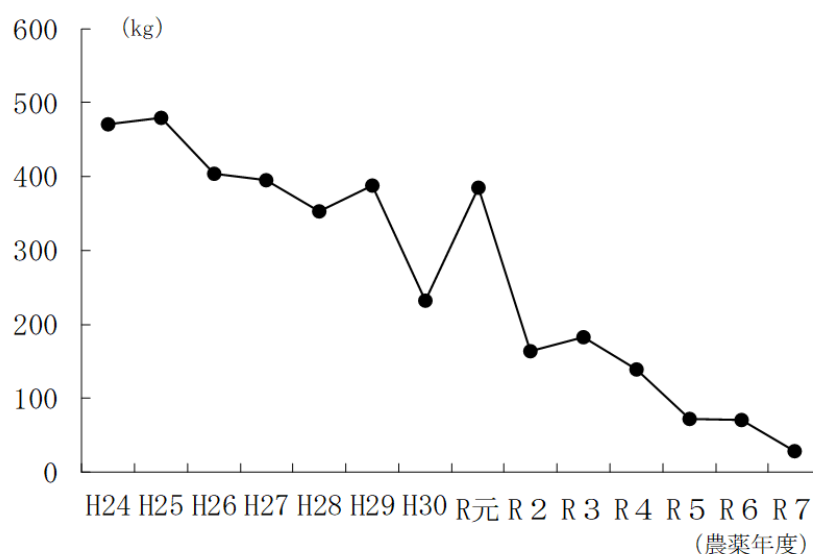
- (1) 散布に使用する機具等が作業中に故障あるいは破損しないよう、作業前に防除機具、ホース及びそれらの接続部分を十分整備点検すること。
- (2) 河川、湖沼及び海域の周辺において使用する場合には、水域に直接流入しないよう十分配慮すること。また、天気予報に注意し、散布後に降雨が予想されるときには散布作業を控えるほか、散布中であっても、降雨、強風などで農薬散布に不適切な状況が生じた場合には直ちに散布を中止すること。
- (3) 水田において使用した農薬が流出しないよう、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じること（止水期間は1週間程度とする）。
- (4) 散布後に使用した機具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は河川などに流入しないよう注意するとともに、空きびんなどの容器類は安全に処理すること。

特に水質汚濁性農薬はできるだけ使用しないように努めるとともに、生活環境動植物に強い影響を及ぼす農薬を使用する場合は次の事項に十分留意して、被害の未然防止に努める。

- (1) 散布された薬剤が、河川、湖沼、海域及び養殖池に飛散又は流入する恐れのある場合は、使用しないこと。
- (2) 使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した機具及び容器を洗浄した水は河川等に流さず、散布むらの調整等に使用し、また、空容器、空袋等は廃棄物処理業者への委託等により、安全に処理すること。

なお、水質汚濁性農薬をやむを得ず使用する場合は、農薬使用基準を遵守するとともに、人畜や生活環境動植物に被害を生ずる恐れがある地域（河川、池、養殖場の岸から200m以内の地域、水源地周辺から200m以内の地域）では使用しないこと。

○ 水質汚濁性農薬（シマジン剤）については、なるべく代替剤を使用しましょう。



愛媛県内における水質汚濁性農薬販売量の推移

5 家畜・蜜蜂に対する安全使用対策

1. 家畜に対する被害防止

従来の事故発生状況の全国的な傾向をみると、牛などは薬剤の散布地域およびその付近の畦草や野菜などの散布直後の給餌や、飲水による経口中毒によるものが多い。

また、鶏の場合は薬剤飛散による吸入中毒、給餌器、飲水の汚染が主な原因となっているので、つぎの諸点に注意する。

(1) 散布前および散布時の注意事項

- ① 毒性の強い農薬を使う場合には、散布前に散布地域、使用薬剤、家畜に対する注意事項を地域内家畜飼養者に徹底することが望ましい。
- ② 散布に当たって豚舎、牛舎、鶏舎、牧草などのある場合は風向きを考えて、薬剤がかからないよう注意する。
- ③ 広域な集団防除を実施する場合は、薬剤の飛散地域が広範になり、また気体ガス体の影響も考えられるので、当該地域の家畜飼養者に対し安全が確認されるまで戸外でのけい留、放飼をしないように要請する。

(2) 散布後の注意

- ① 散布後、付近の餌となる草、牧草の刈取りは、薬剤の種類によって長短あるが、概ね2週間程度経過するまで行わない。従って、餌となる草、牧草は散布前に刈取っておく。
- ② 家畜が散布地域に入らないよう細心の注意をする。
- ③ 飲水は野外の天然水をさけ、水道、井戸水を給与する。
- ④ 万一、事故が発生した場合は、速やかに獣医師もしくは家畜保健衛生所に連絡する。

2. 蜜蜂に対する被害防止

昨今、減少が問題とされているミツバチは、水稻の開花期に水田周辺に置かれた巣箱のミツバチが水田に飛来すること、その際にカメムシ防除のために水田に散布する殺虫剤を浴びるとミツバチの被害が生じることが原因の一つと考えられており、養蜂が行われているところでは次の点に留意し、被害の防止に努める。

- (1) 蜜蜂に影響のある農薬の使用については特に注意する。また、農薬散布により蜜蜂群に被害を及ぼすおそれのあるときは、各養蜂組合に使用農薬名、使用時期、使用方法など少なくとも散布2週間前に連絡し協力を得る。
- (2) 蜜蜂群の飼育が明らかな場合には、事前に養蜂家への連絡を行う。また、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（8～12時頃）の農薬散布を避け、できるだけ早朝または夕刻に散布する。
- (3) イチゴの奇形果防止やメロンの受粉などに利用される蜜蜂は農薬に対してきわめて敏感であるため、管理に十分な注意が必要である。薬剤散布する場合、巣箱は外に出しておき、影響がなくなってからハウス内に入れる。

※ 養蜂関係連絡先

名 称	住 所	連絡先
愛媛県養蜂協同組合	伊予市大平甲739-7	089-989-0225
東予支部	西条市丹原町来見1-41	0898-75-3848
中予支部	松山市太山寺町1874	089-978-3455
八西支部	八幡浜市古町1-8-8	0894-22-2953
南予支部	宇和島市吉田町立間1-840-4	0895-52-3528

〈参考サイト〉

農林水産省 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati

6 パラコート剤の安全使用

1 使用上の注意事項

- (1) 散布液調製の際は、原液が皮膚に接触したり、目に飛沫が入ったりしないように十分注意する。
- (2) 散布時は噴霧をあびたり吸い込んだりしないよう注意し、必ずマスクを着用する。
- (3) 散布作業はなるべく朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間で交代するなどして作業が長時間にならないようにする。
- (4) 過労時や病後などで健康がすぐれない時には、散布作業を行わない。
- (5) 散布はなるべく低圧で行い、周囲の作物や居住者・通行人などに被害を及ぼさないよう風向きなどにも注意する。またミスト機の使用は避ける。
- (6) 散布中にめまいや頭痛など、気分が悪くなった時は、直ちに散布作業をやめて病院で手当を受ける。
- (7) 散布後は、顔・手など皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをする。
※ 作業衣も洗濯したものと同様に洗う。
- (8) 散布液を作った容器および散布機具は使用後石けん水で十分洗う。
- (9) 散布後は少なくとも、その当日は散布区域に立入らないよう配慮する。

2 保管管理上の注意事項

- (1) 保管の際は、密栓して、必ず鍵のかかる所に厳重に保管する。
- (2) 誤飲の危険を避けるため保管の際は、他の容器に絶対に移しかえない。
- (3) 危険防止のため原液を分割して、他人に譲渡しない。
- (4) 使用後の空びんは、ほ場などに放置せず適切に処置する。
- (5) 飲食物、食器類と区別する。
- (6) 子供の手の届かない所に保管する。
- (7) 万一、盗難又は紛失事故が発生した場合は、事故の未然防止のため速やかに所轄の警察署に届ける。

3 毒劇物販売上の注意事項

- (1) 販売数量、年月日、譲受人の氏名・職業・住所の記録、当該毒物の性状及び取扱いに関する情報の提供などが必要である。
- (2) 18歳未満の者、心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者、麻薬・大麻・あへん又は覚せい剤の中毒者には販売が禁止されている。
- (3) 販売等譲渡にあたっては、農業本来の用途以外に使用されることのないよう十分注意する。

4 誤って飲んだ場合の処置

- (1) 誤飲の際は、直ちに濃い温食塩水などをくり返し飲み、指をのどに入れるなどして胃の中のものを吐き出した後、至急病院で手当を受ける。
※ たとえ飲んだ量が少なく、症状が軽くても必ず処置を受けること。

5 誤って眼に入った場合の処置

- (1) 誤って原液や飛沫が眼に入った場合はそのまま放置すると炎症をおこすので、必ず直ちに清水で十分洗眼した後、至急病院で手当を受ける。

※パラコート剤を含む主な薬剤とその主な使用方法

薬剤名	登録作物	適用 雑草名	使用時期 【使用方法】	使用量 (mL/10a)	使用水量 (L/10a)	使用 回数
プリグロ ックスL	かんきつ	一年生雑草	雑草生育期 但し、収穫前日まで	800～1000	100～150	5回以 内
	麦類		は種前及びは種後出芽前	600～1000		4回以 内
	野菜類		は種前又は植付前			3回以 内

※野菜類(品目ごとに使用条件が違うので確認すること)

7 合成ピレスロイド剤、B T 剤及び I G R 剤使用上の注意事項

これらの剤は、その成分の作用特性からみて、特に蚕や水産動植物に対する危被害防止に努める必要があるため、本来の特性を十分熟知した上で次のような点に注意し、安全な使用・危害防止について周知徹底を図る。

(1) 合成ピレスロイド剤

① 蚕 毒

蚕に対して長時間強い毒性があるので、薬液の飛散により桑の茎葉を汚染することのないように桑園のある地帯では使用しない。

② 水産動植物への影響

ごく低濃度でも水産動物に強い影響を及ぼすので、河川、湖沼、海域及び養殖池に薬液が飛散・流入する恐れのある場所では使用しない。また、一時に広範囲には使用しない。

③ その他の留意点

ア 水稲用合成ピレスロイド剤（トレボン剤等）で一時に広範囲に使用する場合には、地域の指導方針に従いかつ使用基準を遵守する。

イ 薬剤抵抗性の発達を回避するため、年1回の使用とすることが望ましい。

ウ 散布に使用した機具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布むらの調整等を使用し、また、空容器、空袋等は廃棄物処理業者への処理の委託等により水産動物に影響を与えないよう安全に処理する。

(2) B T 剤（*Bacillus thuringiensis* 菌結晶毒素および生芽胞を含む）

蚕 毒

養蚕地帯及び養蚕農家、共同飼育場などの周辺では使用しない。又、これら以外の場所でも付近に桑園がある場合、飛散してかからないように、風向きなどに十分注意して散布する。やむをえず使用する場合は、事前に関係機関・団体及び生産者組織と安全対策について十分協議し、万全を期すこと。

＜B T 剤の分類＞

生・死菌の別	亜 種 名	薬 剤 名(主なもの)	特 徴
死 菌 1)	<i>kurstaki</i>	トアロー水和剤 C T	・いずれもチョウ目害虫の幼虫のみに効果がある。 ・生芽胞は結晶毒素と混合することにより、効果が増強し速効性が高まる。 ・ <i>kurstaki</i> 系統はコナガやアオムシに有効。
生 菌 2)	<i>kurstaki</i>	チューリサイド水和剤 デルフィン顆粒水和剤 エスマルク D F チューンアップ顆粒水和剤 ファイブスター顆粒水和剤 バイオマックス D F	
	<i>aizawai</i>	ゼンターリ顆粒水和剤 サブリーナフロアブル クオークフロアブル ジャックポット顆粒水和剤 フローバック D F エコマスター B T チューレックス顆粒水和剤	
	<i>kurstaki+aizawai</i>	バシレックス水和剤	・ <i>aizawai</i> 系統はヨトウムシ類に有効。

1) 生芽胞を殺滅処理した結晶毒素のみのもの

2) 生芽胞と結晶毒素の両者を含むもの

3) B T 剤の登録薬剤一覧(参考資料 P. 18) 参照。

(3) I G R 剤（昆虫成長制御剤）

① 蚕 毒

蚕に対して長時間毒性があるので、薬液の飛散により桑の茎葉を汚染することのないように桑園のある地帯では使用しない。

② 水産動植物への影響

水産動物、特に甲殻類に悪影響を及ぼすので、養魚池等周辺での使用には十分注意する。

(ただし、アプロード剤はカメムシ目害虫に、トリガードはハエ目害虫に作用するので、他の I G R 剤に比べ蚕毒、水産動植物(特に甲殻類)に対する影響は少ない。)

薬剤名	アブロード	トリガード	アタブロン	カスケード	マ ッ チ	レターデン	ノーマルト	ファルコン	マトリック	ロムダン
蚕 毒	低 (7日)	低 (20日)	高 (90日)	高 (50 日)	高 (60 日)	高 (80 日)	高 (90 日)	高 (60日)	高 (90日)	高 (80日)
特 徴	カメムシ目害虫 (ウカ、ヨバエ、 コジラミ、カガ ラムシ類) に対 する効果が 高い。キチン合 成阻害剤	ハエ目害虫 (ハエの仲間、 ハモグリバエ 類) に対す る効果が高 い。クチクラ硬 化剤	主にチョウ目害虫に対する効果が高い。							チョウ目害 虫専用の ホルモン 様活性剤
			キチン合成阻害剤					脱皮促進		

注：() は蚕に薬害のなくなる最低経過日数を一応の目安として記載したが、その日を越えても悪影響を及ぼす場合があるので注意する。

8 農薬ラベルの表示事項

農薬の容器に添付されるラベルには、その農薬を効果的に、かつ安全に使うために必要不可欠な事項が表示されている。使用前には必ず農薬のラベルを読む習慣をつけ、表示内容に従って使用する。使い慣れた農薬でも、表示事項に変更がある場合があるので注意する。使用上の注意事項の記載には、特に注意しなければならないことや注意喚起マークが表示されている。

(ラベル) の表示事項

表示事項	表 示 内 容	備 考
登録番号	農林水産省に登録されている番号	登録番号のないものは、農薬として販売できない
適用類別の表示	殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの用途を示す	これを見誤ると、効果がなかったり、農作物を枯らす事故につながることもある。
名称及び種類	商品名、種類名（有効成分一般名と剤型）を示す	種類名が同じでも商品名が異なるものがある。
毒物、劇物の表示	医薬用外毒物 赤地に白文字 医薬用外劇物 白地に赤文字	毒物、劇物に該当する農薬の購入にあたっては法令に従い譲渡書に記入捺印する。
危険物表示	危険物に該当する農薬は、 第2石油類・火気厳禁 等、消防法による表示	この表示のある農薬の保管場所は火気厳禁。指定数量以上の貯蔵は、危険物倉庫に該当。
指定農薬の表示	水質汚濁性農薬に指定されている農薬を示す	水質汚濁性農の使用は、都道府県知事の許可が必要な場合もある。
成 分	有効成分の化学名を含有量、その他成分と含有量を通常は含有比率（％）で示す	例 ○○○ホスフェート……………30.0% 有機溶剤、乳化剤等……………70.0%
性 状	製剤の物理的・化学的性状。色調、形状などを示す	例 類白色粉末 300 メッシュ 等
内 容 量	重量または容量で示す	例 3 kg入、500ml 入 等
以下の項目は、適用病虫害（雑草）名と使用方法として表組で示される		
作物名・適用場所	使用できる作物を示す 除草剤の一部では、使用できる場所を示す	記載以外の作物には使用しない。
適用病虫害 雑草名・使用目的	有効な病虫害・雑草名などを示す	（幼虫）など、有効な生育ステージを示す場合がある。
希釈倍数・散布液量・使用量	薬効、薬害等から使用する際の希釈倍数・散布液量、使用量を示す	希釈倍数、10 a 当たり使用量で表示される。表示以上の濃度・量で使用すると薬害の原因になったり、収穫物の残留農薬基準を超えるおそれがある。
使用時期・総使用回数	収穫物への農薬残留基準を超えないよう使用できる収穫前日数と総使用回数を示す	除草剤等で効果や薬害面から使用時期が制限される場合は、実際に使用できる時期が表示される。
使用方法	散布、かん注等の使い方を示す	表の外に記載されることもある。
効果・薬害等の注意	効果、薬害などの面から使用上の注意事項を示す	この部分を見落とすと、効果不足や薬害を引き起こすことがある。
安全使用上の注意	着用すべき防護具、蚕・魚介類などの注意、輸送・保管・廃棄上の注意、毒物・劇物では解毒法などを示す	特に注意を要する事項は、注意喚起マークが表示される。
最終有効年月	品質を保証する期限を示す	容器に巻きつけた長尺ラベルでは、裏面を見落とさぬようにする。
製造場、住所	製造会社名、製造場と住所を示す	
そ の 他	ロット番号などが表示される	

9 農薬販売者の役割（販売窓口における助言）

販売者は、農薬取締法に基づく届出、帳簿に関する義務、農薬の取り扱いに関する事項を遵守することは当然のことながら、単に農薬の受け渡しを行うだけでなく、販売の窓口において農家などの農薬使用者に対して、農薬の取り扱いなどについて適切に助言することが望まれる。

まず、農薬を使用する者が、どのような目的（使用場所、対象作物など）で農薬を使用しようとしているのかを十分把握した上で、それに応じた適切な農薬を販売することが重要である。その際に、使用しようとする作物に適用のない農薬をすすめたり、効果などについて過大な宣伝を行ったりしてはいけない。また、農薬によっては水質汚濁性農薬や蚕に強い影響のある農薬など、使用する場所が制限されているものがあるので、これらの販売の際は一層の注意が必要である。

使用者に対し助言を行うためには、日ごろから販売農薬の特性および登録内容を十分に知っておくことが大切であり、あわせて販売地域の地形、気象条件などを頭に入れておくことが適切な助言を生むポイントである。また、適切な助言とは、単に使用する農薬の種類に限らず、農薬の正しい使い方、安全使用に関することについてもあてはまる。

農薬による事故は現在も後を絶たない状況にあり、しかもこれらは使用者が適正な防護装備を怠ったり、保管管理が不良であったことに起因するものが大半である。

販売者は販売の際には、購入者に対して適正な装備・保管及び適正使用に関し十分注意を喚起することも重要である。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲料に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

10 農薬販売者の届出について

<愛媛県ホームページ 申請書等電子配布サービス>

<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/nousui/024/024001/024001.html>

1 届出が必要な者

(1) 農薬販売者：本県に販売所のある農薬販売者

2 届出様式

(1) 農薬販売（変更）届

3 届出書類の通数：2通

4 提出先

(1) 届出者の住所が県外の場合

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 TEL 089(912)2555、FAX 089(912)2564

(2) 届出者の住所が県内の場合

届出者の住所を所轄する農業振興課

名 称	住 所	所轄市町名	連絡先
東予地方局 農業振興課	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611	四国中央市、新居浜市、西条市、 今治市、上島町	TEL 0898(68)7322 FAX 0898(68)3056
中予地方局 農業振興課	〒790-8502 松山市北持田町 132	松山市、東温市、伊予市、 砥部町、松前町、久万高原町	TEL 089(909)8761 FAX 089(909)8395
南予地方局 農業振興課	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	大洲市、八幡浜市、西予市、内子 町、伊方町、宇和島市、鬼北町、 松野町、愛南町	TEL 0895(22)5211 (内線 356) FAX 0895(22)1881

5 届出が必要な事例

(1) 新たに農薬販売の届出をする場合（届出期間：販売開始の日まで）

①届出者の氏名及び住所

(ア) 法人にあつては、定款又は登記簿謄本に記載されている本店の住所、名称及び代表者の氏名を記入。

(イ) 個人にあつては、住民票に記載されている住所及び氏名を記入。

②販売を行う販売所の所在地

(ア) すべての販売所につき、その名称及び所在地を記入。

なお、販売所の数が多く書ききれない時は、別表にとりまとめて添付。

(2) 農薬販売の届出事項に廃止、変更を生じた場合（届出期間：廃止、変更した日から2週間以内）

①変更の届出は、次の事項に変更があった場合に行う。

(ア) 氏名、住所（法人の場合は代表者氏名、住所、名称）

(イ) 販売所

・販売所の名称、所在地

・販売所の新設、廃止

②変更届の内容記載については、変更前と変更後を対比し、変更内容がわかるように記載し、変更のない項目についても当該内容を記載。

③廃止については、「販売所なし」とし、廃止年月日を記載。

※様式、記入例は省略

1 1 無人航空機に関する規制等について

航空法に基づく手続き（登録、許可、承認等）について

無人航空機による農薬等の空中散布については、人又は家屋の密集している地域の上空を飛行させる場合があることや、物件の投下等に該当するため、航空法に基づき、事前に国土交通大臣へ許可・承認の申請を行うことが必要です。

また、2020年の改正航空法により、無人航空機の登録制度が始まり、登録していない無人航空機の飛行は禁止されます。

手続き等の詳細については、国土交通省のホームページを参照してください。

（国土交通省）無人航空機の登録制度

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html

（国土交通省）無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

（国土交通省）無人航空機の飛行許可・承認手続

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

（農林水産省）無人航空機における農薬の安全使用に関するルール

無人航空機で農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うため、農林水産省がガイドラインを示しています。

無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/attach/pdf/muzinkoukuuki-1.pdf

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/attach/pdf/muzinkoukuuki-2.pdf

【主な内容】

空中散布における農薬の安全使用に関する事項を規定。

- ・ 空中散布計画の事前検討と実施区域周辺への情報提供
- ・ 農薬散布に係る飛行計画及び実績の報告（無人マルチローターは記載なし）
- ・ 空中散布実施時に留意する事項、事故発生時の対応 など

（農林水産省）無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html

愛媛県の無人航空機農薬散布に関するルール

愛媛県では、無人航空機利用による空中散布等について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保し、適正かつ円滑な実施を図るため、実施体制及び実施主体等が遵守すべき事項について、「愛媛県無人航空機利用技術指導要領」を定めています。

無人航空機による農薬散布を行う場合は、事前の実施計画書、事後の実績報告書の提出をお願いします。

↓様式は県ホームページでダウンロード可能です。↓

<https://www.pref.ehime.jp/page/11437.html>

愛媛県無人航空機空中散布計画及び実績の提出 URL（愛媛電子申請システム）

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_initDisplay

【お願い】

- ・報告書はエクセルやワードファイルで添付
- ・連絡用メールアドレスの入力（ペーパーレス化）
- ・報告は、原則、JA等の生産団体（法人）から、防除委託者が個人の場合は、防除業者（実施者）から提出するようにお願いします。

○連絡先（TEL）

- ・県内に事業所又は代表者の所在地がある場合：最寄りの地方局農業振興課農産物安全係
東予地方局：0898-68-7322
中予地方局：089-909-8761
南予地方局：0895-22-5211
- ・県外に事業所又は代表者の所在地がある場合：
県庁農産園芸課環境農業係：089-912-2555

また、農薬事故が起こった際には、無人ヘリガイドライン及び無人マルチローターガイドラインの第3の2に基づく事故報告書を提出いただく必要がありますので、適切な対応をお願いします。

愛媛県無人航空機利用技術指導要領

第1 趣旨

この要領は、無人航空機による空中散布等の適正な実施のため、「農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について」(令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知)により、国が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(以下「無人ヘリガイドライン」という。)及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(以下「無人マルチローターガイドライン」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 空中散布等の実施計画

- (1) 無人ヘリガイドライン第 2 の 1 の (3) の県への報告は、別記様式 1 により地方局農業振興課(県外業者については、農産園芸課)に報告するものとする。
- (2) 無人マルチローターにより空中散布を行う実施者は、農薬の適正使用の推進を図るため、(1)に準じて報告するものとする。
- (3) 地方局農業振興課は、実施計画を農産園芸課に報告するとともに、実施地区に係る市町へ情報提供を行い、関係団体等と連携の上、適正な防除が実施されるよう、実施主体を指導するものとする。

第3 空中散布等の実績報告

- (1) 無人ヘリガイドライン第 2 の 4 の (1) の県への報告は、別記様式 1 により地方局農業振興課(県外業者については、農産園芸課)に報告するものとする。
- (2) 無人マルチローターにより空中散布を行う実施者は、農薬の適正使用の推進を図るため、(1)に準じて報告するものとする。
- (3) 地方局農業振興課は、報告された実績を農産園芸課に報告するとともに、関係市町へ情報提供するものとする。

第4 事故発生時の対応

- (1) 無人ヘリガイドライン及び無人マルチローターガイドラインの第 3 の 2 の県への報告は、地方局農業振興課とする。
- (2) (1)により報告を受けた地方局農業振興課は、記載に不備がないことを確認し、農産園芸課へ報告する。
- (3) (2)により報告を受けた農産園芸課は、中国四国農政局消費・安全部安全管理課へ報告する。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本実施要領は平成21年4月1日以降に実施する空中散布等に適用する。

本実施要領は平成27年6月22日から施行する。

本実施要領は平成28年2月5日から施行する。

本実施要領は平成28年5月20日から施行する。

本実施要領は平成30年7月30日から施行する。

本実施要領は令和元年 8 月 20 日から施行する。

本実施要領は令和3年4月1日から施行する。

(別記様式1)

年度空中散布計画(実績)書

事業実施主体名:

(代表者名):

住 所:

電 話 番 号:

実施主体名		操縦者名		機体確認の 番号	該当 市町名	実施 (予定) 月日	対象 作業名	作物名	実施 面積	散布 資材名	10a 当たり 使用量 又は希釈 倍数	備考
防除 委託者名	防除 実施者名	氏 名	技能認証の 番号									
計												

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。ただし、無人マルチローターによる防除については不要。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。ただし、無人マルチローターによる防除については不要。
- (3) 無人マルチローターによる防除の場合は、備考欄に無人マルチローターと記載すること。
- (4) 当該年度において、初めて計画書を提出する場合は、別記様式2「無人航空機の設置状況」を添付すること。

(別記様式 2)

無人航空機の設置状況

機 種	台数
	機
	機
	機
	機
	機
	機
	機
	機
	機
合計	機

※防除に使用する機体を記入すること。

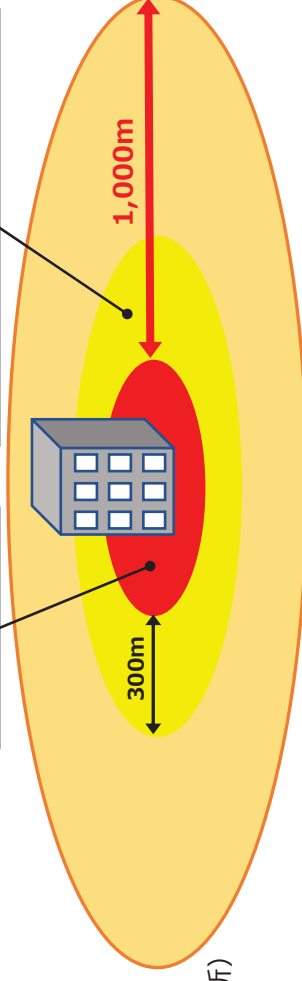
令和 8 年の小型無人機等飛行禁止法改正内容

赤字が今次改正内容

- 対象施設の敷地・区域及びその周囲おおむね「300m」
⇒「**1,000m**」の指定された**対象施設周辺地域**の上空における小型無人機等の飛行を**原則禁止**

※ 対象施設の管理者の同意を得た者等による飛行は可能
(飛行の前に都道府県公安委員会等への通報が必要)

- レッドゾーン (対象施設の敷地・区域) 上空の飛行禁止又は警察官等による措置命令に違反した者には罰則
- ※ イエローゾーン (対象施設周辺地域のうちレッドゾーン以外の場所) 上空の飛行禁止に違反した者に対する罰則なし
⇒ **罰則を創設**



※ 1 法定刑：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
※ 2 法定刑：**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

対 象 施 設

① 国の重要な施設等

- ・ 国会議事堂等 [衆議院議長・参議院議長指定]
- ・ 内閣総理大臣官邸等 [内閣総理大臣指定]
- ・ 危機管理行政機関 [対象危機管理行政機関の長指定]
- ・ 最高裁判所庁舎 [最高裁判所長官指定]
- ・ 皇居・東宮御所 [内閣総理大臣指定]
- ・ **対象特別要人所在施設 [警察庁長官指定]**
- ・ 政党事務所 [総務大臣指定]

③ 防衛関係施設

- ・ 自衛隊施設 [防衛大臣指定]
- ・ 在日米軍施設 [防衛大臣指定]

我が国を防衛するための基盤の維持

令和元年改正で追加

④ 空港 [国土交通大臣指定]

国民生活及び経済活動の基盤の維持

令和2年改正で追加

② 外国公館等

- ・ 大使館等 [外務大臣指定]
- ・ 外国要人の所在する施設 [外務大臣指定]
- ・ **国際会議の準備・運営のための会議場施設等 [外務大臣指定]**

良好な国際関係の維持

公共の安全の確保

⑤ 原子力事業所 [国家公安委員会指定]

警察官等による対象施設の安全確保措置

- 違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること (措置命令) が可能
- やむを得ない限度において、小型無人機等の**飛行の妨害、機器の破損**その他の**必要な措置**をとること (**対象施設の管理者**
その他関係者に対し当該措置をとることを命ずることを含む。) が可能

はじめに

- 無人航空機とは「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」と定義されており、電波を発信するドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農業散布用

ヘリコプター等が該当します。

これまで、重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）200g未満のものは「模型航空機」に分類され、「無人航空機」の飛行に関するルールは適用されませんでした。令和4年6月20日以降は、無人航空機の規制重量が100g以上に拡大されるため、飛行させる場合は国土交通大臣の飛行許可等が必要になる場合があります。

航空法上の飛行申請が必要となる飛行禁止空域、飛行の方法等については、[本書P.3](#)をご参照ください。



- 無人航空機の登録制度



令和4年6月20日から機体登録、登録記号の表示、識別措置（リモートID）が義務化となります。機体へ表示
6月19日までに申請受付が完了した機体については、有効期間に限り、リモートIDの搭載は免除されます。
詳しくは、無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。 [こちらをクリック](#)

- 飛行許可承認制度

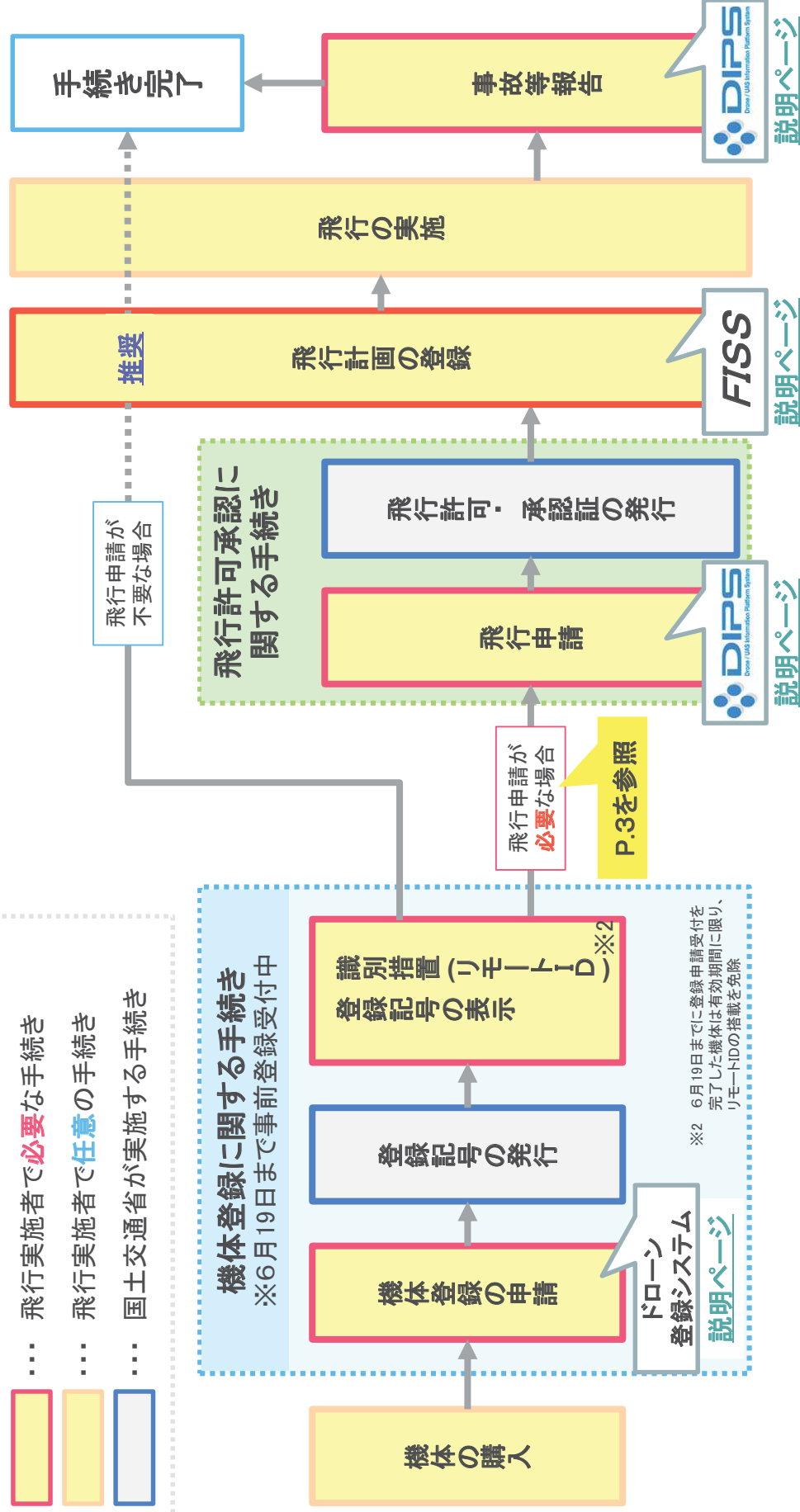
令和4年6月20日から、新たに100g～199gの機体が「無人航空機」に加われます。
飛行申請前に、ドローン情報基盤システム（DIPS）申請手続きを必ずご確認ください。
P.2記載の飛行許可承認手続きが必要となります。 [こちらをクリック](#)

なお、100g～199gの機体に係る飛行の許可・承認申請については、6月9日から受付を開始します。
（※飛行開始日について6月20日以降の日付を設定のうえ、ご提出ください。）

無人航空機を屋外で飛行させる場合は下図の手続きが必要です。
 詳細な手続き方法については、各手続きで利用するサイトの説明ページをご覧ください。
※令和4年6月20日以降、重量100g以上の無人航空機が義務化の対象となります。

【凡例】

- ... 飛行実施者で**必要**な手続き
- ... 飛行実施者で**任意**の手続き
- ... 国土交通省が実施する手続き



※2 6月19日までに登録申請受付を完了した機体は有効期間に限り、リモートIDの搭載を免除

航空法上の飛行申請が必要となる飛行禁止空域、飛行の方法等

飛行する空域

(1) 無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

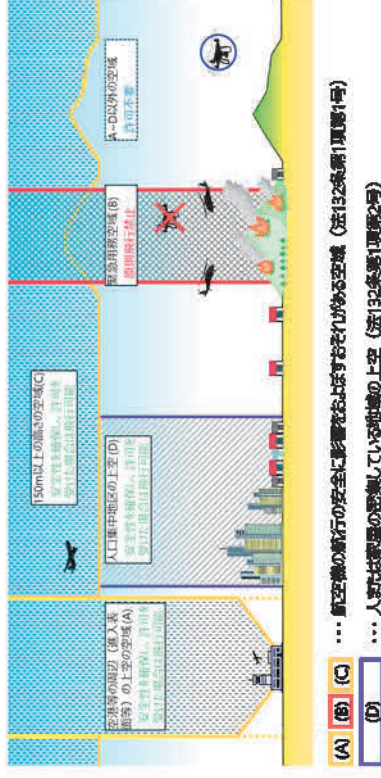
以下の空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣の許可※を受けた場合においては、この限りでない。 ※安全確保措置をとる場合、飛行を許可

<航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域>

- (A) 空港等の周辺の上空の空域【右図A】
- (B) 消防、救助、警察業務その他の緊急用務を行うための航空機の飛行の安全を確保する必要がある空域【右図B】
- (C) 地表又は水面から150m以上の高さの空域【右図C】

<人又は家屋の密集している地域の上空>

- (D) 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区の上空【右図D】



※空域等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区 (DID) 上空の飛行許可 (包括許可含む) がある場合、無人航空機を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする際には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。

飛行の方法等

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、次の方法により飛行させなければならない。ただし、⑤～⑩について国土交通大臣の承認※¹を受けた場合はその限りでない。

※¹ 安全確保措置をとる場合、より柔軟な飛行を承認

<遵守事項>

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
 - ② 飛行前確認を行うこと
 - ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
 - ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ※①～④については令和元年6月19日公布の航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律にて追加された内容。令和元年9月18日に施行。

<飛行の方法>

- ⑤ 日中 (日出から日没まで) に飛行させること
- ⑥ 目視内 (直接肉眼) 範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦ 第三者又は第三者の物件との間に距離 (30m)を保って飛行させること
- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと



※(1)及び(2)②～⑩に違反した場合には、50万円以下の罰金を科す。(2) ①に違反した場合には、1年以下の懲役または30万円以下の罰金を科す。

※(1)及び(2)⑤～⑩については、事故や災害時に、国や地方公共団体に、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されない

別記様式3(第3の2関係)

(無人ヘリコプター・無人マルチローター)による空中散布に伴う事故報告書
(第 報)

報告者所属・氏名:
連絡先:
報告日時: 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)			
2	発生場所(都道府県名から)				
3	操縦者氏名及び 技能認証番号	氏名:		技能認証番号:	
4	使用機体	機種:		機体記号:	
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速	
6	防除内容	作物	対象病虫害等		
7	薬剤	薬剤名			
		希釈倍率	散布前積載量		
8	実施主体	防除委託者			
		防除実施者			
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者	名 (その他) 名
10	事故の概要				
11	被害の状況				有の場合、その内容
	人への被害	無	確認中	有	
	家畜への被害	無	確認中	有	
	農作物への被害	無	確認中	有	
	薬剤の流出	無	確認中	有	
	周辺建物への被害	無	確認中	有	
	その他の被害				
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書 発行日: 月 日 番 号:			

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注3. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注4. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

15	
----	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

16	
----	--

1 2 住宅地等における農薬使用について

(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第130426号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知) から抜粋

別紙

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

県有施設における農薬適正使用ガイドライン

1 趣 旨

農薬は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、病虫害等防除については、農薬のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっている。

そこで、県有施設における病虫害等の防除に当たっては、農薬取締法の遵守や農薬の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないよう配慮する取り組みを、県が率先して推進することを目的として、このガイドラインを定めるものである。

なお、このガイドラインは、災害時等において緊急的に農薬を使用しなければならない場合は適用しない。

2 対 象

対象施設等：県が所有又は管理する建物、土地及び樹木等の植物。

対象農薬：農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた薬剤。

〔 農作物（樹木及び農林産物を含む）を害する病虫害及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。 〕

3 農薬の適正使用に係る配慮事項

（１）病虫害等の発生予防

日頃から病虫害等の発生を予防するため、公園や街路樹等では、通風や日当たりをよくするよう枝葉のせん定、病虫害等の越冬場所や伝染源となる落ち葉や枯葉の処理などに努める。

（２）病虫害等の早期発見

日常的な観測によって、日頃から樹木等をよく観察し、病虫害等の発生の早期発見とその状況把握に努める。

（３）防除の考え方

防除を実施するに当たっては、害虫の捕殺、防虫網の利用、被害を受けた部分のせん定及び抜き取り等による雑草の除去などの耕種的防除を優先的に行う。

なお、病虫害の発生や被害の有無を考慮しない定期的な農薬散布は行わないようにする。

(4) 農薬の適正使用

ア 農薬は、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、そのラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

また、除草剤は、非農耕地であっても登録農薬を使用するよう努める。

なお、農薬は原則として混合して使用しない。複数の病害虫が発生して混合せざるを得ない場合であっても、これまでに知見のない農薬の組合せによる混合は行わない。特に有機リン系農薬同士の混合は絶対に行わない。

イ やむを得ず農薬を使用する場合は、必要最小限の量及び区域とするとともに、定められた使用方法の中で、まず、誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を優先して行う。

ウ 農薬を散布する場合は、粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用したり、農薬の飛散を抑制するノズルを使用するなどし、近隣への影響が少ない無風又は風が弱い日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して、農薬の飛散防止に最大限配慮する。

エ 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民等に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、作業方法等について十分な周知に努める。

特に、近隣に学校、通学路等がある場合は、学校や子供の保護者等への周知を行うとともに、散布は通学時間を避け、必要に応じて子供が近づかないような措置を講ずるなど最大限配慮する。

また、公園等での散布についても、立て看板等により散布区域内に人が立ち入らないよう最大限配慮する。

なお、散布以外の方法により農薬を使用する場合も、必要に応じ周知に努める。

オ 農薬を使用した場合は、使用した年月日、場所、対象植物、農薬の種類又は名称、使用量、希釈倍率について記録し、5年間保存する。

なお、病害虫防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管する。

(5) 業者委託

農薬による病害虫等防除を業者に委託する場合は、農薬適正使用の観点から、県が主催する農薬適正使用講習会を受講している者又は愛媛県農薬管理指導士、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置く業者の中からの選定に努めることとし、このガイドラインの規定について、必要な事項を仕様書に記載するとともに、受託業者と十分に打合せを行う。

4 周知・啓発

県有施設における農薬の適正使用を図るため、県は施設の管理者、病害虫等防除の責任者、農薬使用者等を対象に、研修会等を実施し、このガイドラインの周知徹底を図る。

また、県内市町等へのこのガイドラインの普及・啓発に努める。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

(参考) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル (概要)

～ 農薬飛散によるリスク軽減に向けて～

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

- 1 植栽に用いる花木等の選定・配置等
植栽の選定に当たり、公園等の設置目的、利用主体を明確にし、その目的にあったものとする。
- 2 病害虫の発生しにくい環境作りの工夫
病害虫の発生しにくい環境作りを念頭に公園を整備
 - (1) 病害虫の発生しやすい植物の植栽はできるだけ行わない
過去の病害虫の発生等を分析し、その地域で病害虫が発生し防除を余儀なくされている植物は、できるだけ植栽しない。
 - (2) 多様性に富んだ環境作りの実施
単一の植物植栽は、病害虫の発生が起きやすくなるため、多様な植物を植栽する。
 - (3) 自然条件に適合した植物の選定と植栽
地域にあった植生や生態系を把握し、自然条件に適合した植栽を行うことにより病害虫の発生が少ない健全な植物の生育が期待できる。
 - (4) 剪定・施肥等の工夫
間伐、間引き等を行い、通風・採光を良好にして健全な植物の育成を図る。また、健全な植物の育成には施肥、土壌改良剤の投入も有効である。
- 3 病害虫等の確認及び防除の判断
病害虫による植物への影響や人体への危害の有無を勘案して防除すべきである。
 - (1) 早期発見
職員による見回りや住民等の協力を得て、病害虫の早期発見をする。
 - (2) 防除に係る判断の考え方
 - ①発生初期の防除が可能な場合
被害箇所の剪定などの物理的防除で対応
 - ②発生初期に防除ができなかった場合
イラガなど人に危害がある場合や植栽が枯れたり、景観が大きく悪化する等影響が大きい場合は、その区域への立ち入り制限等被害防止のための措置を講じる。
 - (3) 物理的防除等
剪定・手取り、焼却、こも巻、除草（手取り、機械除草等）など実施する。
 - (4) 農薬による防除
 - 登録適用のある農薬を、使用方法及び使用上の注意事項を守って使用する。
 - 人畜や環境負荷の少ない、生物農薬やフェロモン剤を優先的に利用する。
 - 粒剤等、飛散の少ない剤型の農薬を利用する。
 - 散布前に散布地域周辺への周知、立入制限等の措置。
 - ドリフト低減ノズルの使用や飛散防止カバーの併用。
 - 無風または微風の気象条件で散布する。
 - 散布する際は、樹木全体への散布は可能な限り避け、病害虫の発生部位等へのスポット散布とする。

Ⅲ 農薬の不適正使用の主な原因 及びその防止対策

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策について

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用了ことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

4 誤認しやすい適用作物例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

（農林水産省ホームページから抜粋）

※注 1 表中、同じ行（No）に掲載した「作物名」は、それぞれ農薬の適用は異なります。例えば、「トマト」に適用のある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできません。

注 2 作物名の区分については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページにも掲載しています。

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/> のページ中

「農薬の適用病虫害の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」

グローバル GAP の管理点と適合基準 (ver6.0 より抜粋)

人材管理および教育訓練

・資材の使用 (有機・無機を問わず、肥料や、収穫よりも前または収穫後に使用する農薬および特定防除資材 (PPP) の量と種類など) に関する技術的な意思決定を担う者は、当該内容に関する力量を実証しなければならない。

・働く人は、担当業務の力量を実証できなければならない。特殊な訓練を必要とする作業には、農薬、消毒剤、農薬および特定防除資材 (PPP)、殺生物剤、および/またはその他の有害物質の取扱いおよび/または投与、および機器の操作が含まれる。教育訓練の証拠には、出席記録、証明書、またはその他の関連資格が含まれる。

仕様書、サプライヤー、在庫管理

・在庫表は、資材および製品が食品の安全性にリスクを及ぼさないこと、また保管期限が限られているものが正しい順序で使用されることを確実にしなければならない。在庫表は、購入資材 (例: 農薬および特定防除資材 (PPP)、窒素肥料など) を考慮し、収穫前後の活動 (例: 塩素錠剤など) に適用しなければならない。在庫とみなされるものには、洗浄剤、肥料、農薬および特定防除資材を含むことができる。

機器および装置

・機器、用具、および装置は、生産物と直接接触しないもの (はかり、農薬および特定防除資材 (PPP) または肥料散布設備、温度計、pH 計など) も、メンテナンスおよび日常的な検証を行わなければならない。該当する場合は少なくとも年に一度は校正していなければならない。

農薬および特定防除資材 (PPP) 用散布機器: (自動および手動の) 農薬および特定防除資材用散布機器の校正は、過去 12 か月以内に正常に動作することを検証していなければならない。この検証は、(存在する場合) 公的な検査制度への参加、または力量を実証できる者による実施、いずれかにより、証明または文書化していなければならない。

・機器 (農薬および特定防除資材 (PPP) または肥料散布装置、収穫機器、包装機など) は、生産物または収穫物の可食部に接触しうる資材を汚染しないよう、適切な方法で保管していなければならない。

働く人の健康、安全、福祉

・文書化されたリスク評価は、働く人のための施設と農場内の住宅を含む農場内の状況を反映するものでなければならない。リスク評価は、毎年、および働く人の健康と安全に影響を及ぼす変更が生じた場合 (新しい機器、新しい農薬および特定防除資材 (PPP)、栽培方法の変更、新しい健康リスクなど) にレビューし、更新していなければならない。事件・事故を記録していなければならない。

廃棄物管理

・農薬および特定防除資材、肥料、廃水、排水、包装資材を含む廃棄物の収集、保管、および処分に対処している

総合的病害虫管理 (IPM)

・病害虫・雑草を繰り返し防除する必要がある場合、ラベルまたは他の情報源 (利用可能な場合) のいずれかに示された耐性/抵抗性を生じさせないための推奨事項に従っている証拠がなければならない。化学的作用機序または農薬および特定防除資材が 1 種類しか存在しない場

合、あるいは生産国または輸出国において使用が許可されているものが 1 種類しかない場合は、適切な代替品が入手できないため、製品タイプのローテーションができない場合がある。

耐性/抵抗性管理対策は文書化し、以下の点を考慮しなければならない：

- 常に製品ラベルの推奨事項に従う。
- 最適な散布品質を確保するため、低施用量での散布は避ける。
- 利用可能な場合は、標的に対して有効な作用機序の異なる農薬および特定防除資材のローテーションプログラムや混合物を使用する。

農薬および特定防除資材

・生産国で認可された農薬および特定防除資材 (PPP) を使用していることを確実に確認するためのしくみがなければならない。証拠は、参照リスト (オンラインでもかまわない)、製品ラベル、または現行の規制の説明という形で示すことができる。生産国に公的な登録制度がない場合、生産者は国際連合食糧農業機関 (FAO) の「農薬の流通と使用に関する国際行動規範」を参照していなければならない。現地の登録制度に従った、外挿による農薬および特定防除資材の使用は認められる (ガイドライン参照)。使用する (あらゆる有効成分組成を含む) 市販品について、殺生物剤、ワックス、および収穫後の農薬および特定防除資材使用に関する地域や国の法令の変更に対応した最新の文書化されたリストが利用可能でなければならない。

・生物的防除資材を含む農薬および特定防除資材 (PPP) が、特定の作物や意図された目的 (すなわち、病害虫・雑草、または介入対象) に対して認可され、ラベルの推奨事項や公的な登録機関の公表に従って使用されていることを確実にするしくみがなければならない。生産者が農薬および特定防除資材を適用外使用する場合、当該国で当該作物に対する当該農薬および特定防除資材の使用についての公式な承認を示す証拠がなければならない。すべての農薬および特定防除資材は、正確かつ適切にラベル表示されていなければならない。

・生産者は、自圃場から近隣の生産区域への農薬および特定防除資材のドリフトのリスクを回避するために、積極的な手段を講じなければならない。これには、近隣で栽培している作物の知識、生垣の設置、散布装置のメンテナンスなどを含むが、これらに限定されない。

・農薬および特定防除資材 (PPP)、生物的防除資材、および収穫後の処理のすべての施用について記録し、以下を特定しなければならない：

- 処理した作物および/または品種
- 施用場所 (地理的区域、農場、および作物がある圃場、果樹園、温室または施設の名称/呼称情報)
- 開始から終了までの正確な日付 (年月日) (生産者は終了時刻を記録する必要はないが、終了日は常に記録しなければならない。終了時刻を記録しない場合、再入場までの期間は終了日の次日を起点に算出しなければならない。)
- 登録商標名および有効成分、または有益な生物とその学名
- 製品ラベルに記載された収穫前期間、またはラベルに記載がない場合は公的な情報源による収穫前期間
- 製品の施用量 (重量または体積) および濃度または施用割合
- 使用した機器または散布装置の種類 (背負い式散布機、空中散布、薬液灌注など)
- 施用の理由 (対象となる病害虫・雑草、状態など)

－ 施用者の氏名

－ 処理施用に関する意思決定と承認に関する技術責任者の氏名（1人の者がすべての使用を承認する場合、その者の詳細は1か所に記録するだけでよい）

・処理の有効性や近隣作物へのドリフトに影響する現地の気象条件（風、晴れ/曇り、湿度など）を、すべての農薬および特定防除資材（PPP）の施用について記録していなければならない。これは、ピクトグラムのチェック欄の記入、文字による情報記載、またはその他の実効性のあるしくみにより記録することができる。

・生産者は、農薬および特定防除資材（PPP）の施用記録や作物の収穫日などの記録を用いて、作物に施用した農薬および特定防除資材の収穫前期間を遵守していることを実証できなければならない。特に、収穫が継続する場合には、その圃場、果樹園、または温室に、収穫前期間を確実に遵守するためのしくみ（警告表示、散布時間など）がなければならない。

・農薬および特定防除資材（PPP）の容器の高圧洗浄装置を農薬および特定防除資材の散布機に設置するか、または各容器を廃棄前に最低3回すすぐことを文書化した指示がなければならない。容器取扱い装置を使用するか、または散布機の作業用者の文書化された手順に基づき、空の農薬および特定防除資材容器のすすぎ液は、混合時に常に散布機のタンクに戻すか、または食品の安全性と環境を危険にさらさない方法で廃棄していなければならない。

・農薬および特定防除資材（PPP）の空容器は、元のラベルに記載されているのと同じの製品を入れて運ぶ以外の目的で再利用したことはなく、現在もしていないことを示す証拠がなければならない。この容器が飲料水の運搬に使用される可能性がある地域では、廃棄前に容器に穴を開けていなければならない。

・廃棄前のすべての農薬および特定防除資材（PPP）空容器用に、作物および包装資材から隔離され（例：常設の標識があるなど）、人および動物相の立ち入りが物理的に制限され、指定された安全な保管場所がなければならない。

・生産者は、廃棄前の安全な取扱いのしくみを使用し、人が内容物にさらされることなく、環境（水路、植物相、および動物相）の汚染を避ける廃棄方法を用いて、農薬および特定防除資材（PPP）の空容器を廃棄していなければならない。

・公的な回収および廃棄システムがある場合、生産者が参加していることを示す記録がなければならない。農薬および特定防除資材（PPP）の空容器はすべて、空になったら適切に保管し、識別し、取扱っていないと見なされず、該当する場合は、公的な回収および廃棄制度の要求事項に従って廃棄していなければならない。

・農薬および特定防除資材（PPP）の空容器の廃棄に関して、国、地域、および地方自治体の関連法令がある場合は、すべて遵守していなければならない。

・使用期限切れの農薬および特定防除資材（PPP）を公的な認可を受けたルートで廃棄したことを示す記録がなければならない。これが不可能な場合、使用期限切れの農薬および特定防除資材は安全に保管し、識別できていなければならない。

・全域でラベル上の基準量を超えない限り、余った薬液とタンクすすぎ液を作物に施用することは、最優先の処分方法としなければならない。余った薬液やタンクすすぎ液は、環境へのリスクをもたらさない方法で廃棄していなければならない。農薬廃液を環境中へ放出してはならない。記録していなければならない。

・リスク評価は、すべての登録作物と農薬および特定防除資材 (PPP) の使用に基づく最大残留基準値超過の潜在的なリスクを網羅していなければならない。リスク評価では、以下の条件をすべて満たした場合、分析は不要と結論づけることができる:

- 栽培期間中または収穫後の取扱い中に農薬および特定防除資材の使用がない
- 顧客 (加工業者またはその他の顧客) による残留試験の証拠
- 独立した第三者 (例: 認証機関の審査員など) または顧客が妥当性を確認したリスク評価

リスク評価で分析が必要と結論づけられた場合、採取するサンプル数、種類、場所、および頻度を記録していなければならない。生産物が他国へ輸出されるかどうかにかかわらず、生産国の最大残留基準値への適合は要求される。輸出予定先の市場の最大残留基準値が生産国の最大残留基準値よりも厳しい場合、これらの最大残留基準値に対処していることを示す証拠文書が必要である。証拠文書は、販売先国の規制への適合性を維持するために、農薬および特定防除資材の使用と最大残留基準値の分析結果に基づく輸出の決定を裏付けるものでなければならない。

・最大残留基準値の分析により、生産物での使用が認可されていない農薬および特定防除資材が検出された場合 (生産国で登録されていない、生産物にラベル上の適用がないなど) の対処方法を記述した行動計画書が利用可能でなければならない。この計画では、原因を調査し、すべての食品安全リスクを軽減したことを確実にし、必要に応じて生産物の廃棄を手配するための手順を詳述していなければならない。

・農薬および特定防除資材 (PPP) の保管庫は以下のとおりでなければならない:

- 国、地域、地方の現行の該当する法令をすべて遵守している
- 交差汚染を防ぐため、生産区域、包装資材保管区域、居住区域、収穫物から離れた場所に設置している
- 使用しないときは、安全性を保ち、施錠している
- 農薬および特定防除資材の取扱いに関する正式な教育訓練を受けた者だけがアクセスできる
- 適切に換気している
- 目盛りのついた容器や校正済みの秤など、混合物の正確性を裏付ける測定機器を備えている
- 使用可能なすべての農薬および特定防除資材を安全かつ効率的に取り扱うために、設備 (バケツ、給水地点など) を備えており、清潔に保たれている (保管庫と場所が異なる場合、充填/混合区域にも適用される)
- 登録作物に使用するすべての農薬および特定防除資材が、非登録作物に使用するもの (例: 庭用薬剤など) と別に保管することを確実にしている
- 農薬および特定防除資材を元の容器およびパッケージに収納している (破損した場合のみ、新しいパッケージに元のラベルの情報をすべて記載していなければならない)
- ・使用ピーク時にすべての農薬および特定防除資材 (PPP) を収納するのに十分な保管容量がなければならない。保管スペースは作りがしっかりしていなければならない。

・農薬および特定防除資材 (PPP) とポストハーベスト処理資材の保管庫は、作業員に対する健康と安全上のリスクや交差汚染リスクを軽減するようにしていなければならない。液剤は決して粉剤または粒剤の上に保管してはならない。

・流出に備え、棚は吸収性のある材質であってはならない (金属、硬質プラスチック、または不浸透性のシートで覆われたものなどにする)。農薬および特定防除資材 (PPP) の保管庫は、貯留タンクを備えているか、または庫内で最大の液体容器の 110% にあたる容量の槽で農薬の流出をせき止める構造になっており、保管庫の外部への漏れ、浸透や汚染が生じないことを確実にするものでなければならない。砂、ほうき、ちりとり、ビニール袋などの資材と道具は利用できなければならない。農薬および特定防除資材の流出専用を使用し、所定の場所に設置していなければならない。

・生産者は、農薬および特定防除資材 (PPP) に接触する作業員に対し、年 1 回または作業員の健康と安全のリスク評価に従って健康診断を受ける選択肢を提供していなければならない。健康診断では、個人情報プライバシーを尊重しなければならない。リスク評価は、健康診断の根拠となる特定の化学物質への暴露を識別するものでなければならない。政府の農業従事者プログラムまたはその他の制度を通じて健康診断が存在する場合、リスク評価において、高暴露作業員が保健医療を容易に利用可能であることの正当性の根拠として、これらを利用することができる。作業員には、これらの保健サービスを利用する方法を知らせていなければならない。

・農薬および特定防除資材 (PPP) の混合には適切な計量器具を使用し、適正な取扱い手順および充填手順に従わなければならない。

・すべての適切な情報と緊急連絡先の電話番号を含む事故対応手順書があり、事故発生初期段階での基本的な応急処置手順を記載していなければならない。この手順は、農薬および特定防除資材 (PPP) / 化学物質保管庫および指定された混合区域の近くで作業するすべての人が利用可能でなければならない。

・農場のすべての農薬および特定防除資材 (PPP) / 化学物質保管庫および充填/混合区域には、洗眼用品、作業場近くのきれいな水源、および関連する応急処置資材を備えた救急箱がなければならない。

・生産者は、環境または作業員の健康へのリスクを軽減する方法で農薬および特定防除資材 (PPP) を運搬することを確実にし、最善の業界慣行に従わなければならない。

・農薬および特定防除資材 (PPP) のラベルの指示に基づき、作物に使用する農薬および特定防除資材のすべての再入場期間を規定する明確で文書化された手順がなければならない (立ち入り禁止期間の開始と終了、立ち入り禁止期間の時間または再入場のための標識、入場方法、立ち入り禁止期間中の入場に関する例外、および圃場で要求される機器や時間などの標準的な作業手順)。リスクの高い作業員には、特別な注意を払っていなければならない。再入場時期が明記されていない場合、作物の表面の化学物質が乾くまで立ち入りを禁止していなければならない。

・違法および偽造の農薬および特定防除資材 (PPP) を回避するよう努めなければならない。使用および/または保管するすべての農薬および特定防除資材の請求書、調達の証拠文書、または納品書を保持していなければならない。

(参考) 農薬関係のホームページ

1 農林水産省ホームページ

(1) 「農薬コーナー」 : <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

- ・ 農薬情報 農薬とは、農薬に関するよくある質問
- ・ 農薬取締法 農薬取締法及びその関係政省令、平成30年改正の概要
- ・ 農薬の販売・購入 農薬の販売、農薬の購入、除草剤の販売・使用
- ・ 農薬の適正な使用 農薬危害防止運動、住宅地等における農薬使用について
農薬の適正使用の徹底、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況
農薬の飛散（ドリフト）防止対策
ゴルフ場において使用が計画されている農薬について
国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果
- ・ 取締関係 農薬の販売・使用の禁止、疑義資料、農薬取締法違反案件等
- ・ 農薬の登録 農薬の再評価
「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」に係るQ&A
農薬の登録速報 : <https://www.acis.famic.go.jp/searchF/index/index.html>
農薬登録情報提供システム : <http://pesticide.maff.go.jp>
- ・ 特定農薬 特定農薬とは

(2) 農薬に関するよくある質問 :

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/attach/pdf/index-1.pdf

(3) 農薬飛散対策技術マニュアル :

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/

(4) 無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報 :

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html

(5) ドローンで使用可能な農薬 :

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/240117.html

(6) 総合防除（IPM）の推進について :

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html

2 厚生労働省ホームページ

食品中の残留農薬等（ポジティブリスト制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html

3 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）ホームページ

農薬登録情報ダウンロード : <https://www.acis.famic.go.jp/ddownload/>

4 公益財団法人 日本食品化学研究振興財団ホームページ

残留農薬基準値検索システム : <http://db.ffcr.or.jp>

5 公益社団法人 緑の安全推進協会 : <https://www.midori-kyokai.com>

農薬Q&A、電話相談、講師派遣

6 クロップライフジャパン（農薬工業会）ホームページ :

<https://www.croplifejapan.org>

農薬Q&A